

九州大学百年史 第8巻：資料編 I

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報：九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン：
権利関係：



KYUSHU UNIVERSITY

第四編

福岡高等学校と久留米高等工業学校

第一章 福岡高等学校

第一節 福岡高等学校の創立

一五五 県民の奮起を望む

（『福岡日日新聞』一九一九（大正八）年一月一日）
県民の奮起を望む

藤金作（寄）

（一）

文部省が明年度予算に於て高等学校新設を計画するや、其一校は当然我福岡県に配置すべしとは官民一般の確信せし所にして今日尚其所信を翻へずを得ざるに、豈図らんや之を隣県佐賀に決定したるは吾人の深く意想外とし同時に政府の公正なる批判を疑はざるを得ざるなり。凡そ学校新設に関する位置の選定は教育効果の向上に基く公正なる判断に依拠せざるべからず。教育効果の向上とは何ぞ、学校其物をして千鈞の重きを成さしむるは其一なり、修学者の利便を図り其目的を容易に貫徹せしむるは其二なり。

（二）

我福岡県は九州帝国大学の所在地なり。全国に於て大学所在地として高等学校若くば大学予科の設置なきは單に本県あるのみ。之を歐米外国に徴するも尙未だ此の如き異例あるを聞かず。由來我国の教

育は其研究上各階級の学校間に有機的関係の欠如せるを短所とす。

彼の初等中等両程度学校に於ける教師が互に教育の実際状況に通曉するなく聯絡亦不徹底にして相互裨益する所なきに基きて被教育者の蒙れる損害幾何そや。延ては教育効果の向上顯著ならず、識者の痛嘆を招来せるを想はば転た寒心に堪へざるものあり。而て其甚だしきは単一なる学校の偏を地に多く見る事例非ならずや。我国に於ける現在高等学校第一、第二、第三の各校が比較的に其声価昂せるを見るは謂なきにあらざるなり。即ち我福岡県が大学所有地にして初等中等の各学校亦発達し、而も全國極要の地に位し海陸の交通尤も克く開け文化遠く山間の僻地に遊びて九州全土の主麓地たるは世人の普く信じて疑はざる所、茲に高等学校を設置して各教育機関の完備を図り、以て西部日本に於ける学府の中心地ならしむるは國家の緊要事ならずや。

吾人は更に県下教育の状況に基き一言する所なかるべからず。本

県に於ける中学校現在数は公私立を合算し十六校にして、之を九州各県に比較するに左記の如く正に其主位にあり。生徒数亦到底他県の列にあらず。

	校数	生徒定員
福岡	一六	一〇、八〇〇
長崎	九	四、三〇〇
大分	七	四、〇〇〇
熊本	七	三、五〇〇
鹿児島	七	四、九〇〇
佐賀	五	三、一〇〇
宮崎	三	一、五五〇
沖縄	二	一、〇九〇

尚之を全国各県に徴するに、大正六年度に於ては本校の校数十三校生徒数八、九〇〇人にして、東京府以外之に匹敵するものなし。而も本県に於ける中学校は時運の趨勢に伴ひ連年増設計画あり将来尚多数の増設要望あるが故に将来一層卒業生の劇増を見るべく、隨て高等学校入学者の増加すべきは当然の結果なり。今大正六年度に於ける高等学校入学者状況を見るに、本県の志願者は総數四百三十九名にして、東京府の二千三百五十八名、京都府の五百十五、大阪府の四百四十七名を除けば各県中第一位に居り、全國總志願者の約二十五分の一、九州全土の三分の一に当れり。今仮りに本県内に一高等学校を設置するも、其志願者数は毎年募集人員の約五倍に達するの盛況なり。然るに入学者は僅か八十二名にして百人中十八名に過ぎず、多数の志願者は空しく其方途に迷へるの悲境なるにあらずや。

由之觀之我福岡県が教育の中心地として、將た入学者の利便を企図する上に於て、高等学校設置が喫緊の要事たるは疑を容れざる所、県民が其招致を渴仰せる所以亦首肯するに難からず。若夫れ設立費寄付に至つては県民諸君其負担に応ずるに吝ならざるべく、県下の富豪亦巨万の資を投じ此快挙に賛するを信じて疑はざるなり。

(四)

聞くが此くんば政府は高校設置問題に關し不幸にして教育發達の根本義を誤り公正なる批判を怠りたるものにして、深く遺憾とする所なりと雖も、吾人は徒らに死児の齢を数ふるものにあらず。然るに幸なる哉、

聖恩渥高等教育振興の聖旨に基き畏くも御内帑金御下賜の御沙汰に接し、政府は教育に関する施設上の根本方針を確立するの計画を樹て、既に明年度より多数の直轄学校新設の追加予算案を編成せしと聞く。本県當局は早くも政府に要望して其招致に尽瘁せられたるものの如きも、政府が果して其意を汲みて諸種調査を怠らざるべきか。既に隣県に配置せる關係上分布の塩梅に躊躇して、県民をして永へに大なる悔恨を貽さしむるに至らざるべきか。吾人転た危惧の念に堪へざるなり。然れども本県は公正なる主張を有す好機正に逸すべからず。曩に失敗の苦を嘗めたる我等県民は此際協力一致、年來熱望の存する所を十分に開陳し中央政府に徹底せしむべく、殊に本県陳^{ダム}を代表せる代議士諸君が満腔の努力を以て之が招致

に尽瘁し、目的の貫徹を期せられんことを冀望して止まず。

一片の婆心衷情を披瀝し敢て県民諸君の奮起を促す所以なり。

〔註〕原本句読点なし。

一五六 福岡高校決定

〔福岡日日新聞〕一九一九（大正八）年一月十五日

福岡高校決定

福岡県に高等学校新設の件に関しては県民の希望の切なるものあり。

最近中央当局よりの招電に接し知事代理として川越内務部長上京中なりしが、同部長より一昨十三日夜谷口知事への電報に依れば「創

設費七十九万五千円県負担の条件にて大正八年度追加予算に編入すべき旨にて四年度支出額十万円なり」となり。依て同知事は早速電

報を以て参事を召集し、十六日同会に於て寄附金負担の件を附議

すべき手順となり居れり。右に付谷口知事の談に、

年来の懸案、而も最近雲行甚だ面白からず、少からず憂慮し居た

りし高校問題も弥解決の緒に就きたるは全く同慶の次第なるが、

約八十万円の寄附財源に対しては本官聊か胸算の存するあり敢て

此際徵税等の手段に依り県民を煩はずの要なかるべし。仄聞する

所に依れば既に学校の新設は決定せられたるも資金の出處に頗る

苦労し居れる地方も少からざる模様なるが、本県の如きは昨年農

科大学招致の為め既に百四五十万の出金を決し、本年亦百万に近

からんとする出費に対し何等痛苦の感なきに至りては、今更ながら本県の偉大に驚かざるを得ず。願はくば今後更に綜合九州帝国大学を完成し控訴院の移転、旧港湾の理想的完成を期せんのみ。回顧すれば九大の前身たる福岡医科大学招致の当時予は諸記官として其衝に当りしが、当時の強敵は當時九州の首都とし自他共に異論なかりし熊本なりしが、競争の結果終に本県に帰したりしは全く優越せる県立病院の在りしが為めにて、其他の要素に至つては寧ろ熊本に有利なりし位なり。然も之が今日九大綜合の源を為したりとすれば、全く以て県の發達を祝せざるを得ざるなり云々。

〔註〕原本に句読点追加。

一五七 文部省直轄諸学校官制中改正（福岡高等学校創立）

〔官報〕第一七八二号 一九二一（大正一〇）年一月九日

朕文部省直轄諸学校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

大正十年十一月八日

内閣總理大臣 伯爵内田 康哉

文部大臣 中橋徳五郎

勅令第四百三十二号

文部省直轄諸学校官制中左ノ通改正ス

第一条中「松江高等学校」ノ次ニ「東京高等学校」、「大阪高等学校」、

「浦和高等学校」及「福岡高等学校」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二五八 福岡高等学校開校式学校長式辞

(『福岡高等学校学而寮史』)

学 校 長 式 辞

我ガ福岡高等学校ハ光輝アル地方文化ノ發展ニ促サレテ茲ニソノ開設ヲ見ルニ至レリ。コレヲ既往ニ考フルニ大陸文化東漸ノ勢ハ遂ニ海ニ入り北九州ニ於テ一タビ醸釀シ更ニ蓬勃トシテ東ニ向ヒテ風靡セリ。神功皇后ノ三韓ヲ征シ給フ韓人吳客ノ來リテ好ヲ修スル何レカ我ガ福岡ノ地ト深甚ノ關係ヲ有セザルモノゾ。尋デ朝廷都督ノ府ヲ此ノ地ニ置キ給フヤ樓閣舟ヲ流シ畔水碧ヲ湛ヘ制度典章ノ美正ニ九州文化ノ中枢トナリキ。乃チコノ地ガ時代ノ文化ニオイテ毎ニ一步ヲ進メタリシコトヲ知ルベシ。且ツ夫レ菅公ハ儒林ノ英ニシテ文學ノ神ナリ。ソノ廟宇ハトシテ崇仰ヲ千古ニ繫ギ遺徳ノ薰染スル所碩学大儒ノコノ間ニ出デシモノ尠シトナサズ乃チコノ地ガ學芸ノ華ニ於テ特ニ煥發ノ刺戟ヲ有セシコトヲ知ルベシ。加之藤原氏ノ文吏ヲ以テシテ能ク刀伊ノ猾賊ヲ破リ北条氏ノ陪臣ヲ以テシテ能ク蒙古ノ大軍ヲ殲ス。地方人士ガ敢以邁進ノ氣象ニ富メルニアラズバ何ソ能ク遽ニ然ルコトヲ得ンヤ。乃チコノ地ガ教育ノ実ニ於テ已

下ラズ殆ド九州他県卒業生全数ノ半ヲ占ムト謂フベシ。コノ地ニモシ高等学校設立ノ要ナシトセバ何レノ地ニカソノ要ヲ見ンヤ。吾人ハ今日ニ至ルマダソノ實現ヲ見ザリシヲ異ムト共ニ今日ニオイテハ更ニ數校ヲ加設スルモ不可ナキヲ信ズルモノナリ。嗚呼ワガ福岡高等學校遂ニ開設セラレタリ。コノ地ニ才ケル教育ノ機関ハ是ニオイテ秩々トシテ始メテ備具セリ。ワガ校ノ開設ニツキテハ固ヨリ國家文政ノ規劃ニ依ルモノアリト雖モワレハコレニ關シテ本県ガ多大ノ支出ヲ辞セザリシコトヲ感謝セザルベカラズ。シカシテ更ニ福岡市ガソノ大部ヲ特ニ負担ゼンコトヲ記憶セザルベカラズ。由來本県ハ教育費ノ支出ニ吝カナラザルヲモツテ称セラル。本縣ノ教育ガ今日ノ盛ヲ致シテ恒ニ九州文化ノ中心ヲ成セルノハ一ハコレガタメナルズトセンヤ。今茲恰モ學制頒布五十年ニ際シワレラハ、ワガ校開校ノ式典ヲ挙グルノ運ニ会セシヲ憚ブ。庶クハ吾人ハ斯ノ年ヲ紀念スルト共ニ将来永ク我ガ校學風ノ振作ト地方文化ノ涵養トニ十分ノ力ヲ致シ以テ國家ノ土ヲ養ウノ期待ニ孤負スルコトナカラシコトヲ以テ式辭トナス。

二五九 福岡高等学校開校式生徒総代祝辞

〔福岡高等学校学而寮史〕

生徒総代祝辞

茲ニ我ガ福岡高等学校開校ノ式典ヲ挙ゲルニ當リ文部大臣代理松浦専門學務局長閣下ヲ初メ來賓諸彦ノ貴臨ヲ辱フス。生等此盛大ナル式典ニ列スルノ光榮ヲ得テ感激焉ゾ尽キ。

夫レ福岡ノ地タル夙ニ本邦文化ノ淵叢トシテ国ノ史籍ニ顯ハレ文

物東漸ノ門戸トシテ海ノ内外ニ著シ。之ヲ二千載ノ典籍ニ徵スルニ古琴ノ遺響ハコウコウトシテ耳ニ在リ。詩聖柿本人麿ハ嘗テ祇役シ

テココニ到リ大伴旅人山上憶良モ時ヲ同フシテココニ唱和シタリ爾後橘諸兄ノ如キ吉備眞備ノ如キ菅原道真ノ如キ大江匡房ノ如キ碩学

鴻儒或ハ帥トナリ或ハ權帥トナリ或ハ國司トナリ前後化ヲ敷キ教ヲ垂レタリ。育英ノ蹟ヲ探レバ太宰府ノ盛時業ニ已ニ三學業院ノ設アリ眞備ノ如キ督學最モ勉メシトイ。降リテ元龜天正ノ際

小早川隆景兵馬慄惚ノ間ニ學舎ヲ名島ノ城中ニ設ケ文教ノ復興ヲ企テタリ。黒田氏封ヲ此地ニ受ケルヤ心ヲ名教ノ振興ニ致シ藩政二百

七拾年郁々タル文國トシテ鎖國ノ日本ニ著聞ス。當年ノ高等学校タル東西兩學館ノ感化猶才人ニ在リ。斯ノ如キ垂範遺謹豈ニ徒爾ニシテ已マンヤ。今日コレヲ県内ニ見ルニ就学兒童ノ夥キ殆ド全國ニ冠タルモノアリ中等學校ノ數ハ八十余ヲ以テ算シコレマタ他縣ノ企圖

スベカラザルトコロナリ況ニヤ先年綜合大學ノ創設サレ今ヤソノ完

成ヲ見ルニ垂ントシ本校ノ設立更ニソノ盛ヲ鳴ラスニ於テヲヤ。

生等此地ニ來リ此校ニ集リ此盛典ニ遭遇ス。生等ノ光榮何ゾ之ニ

過ギン。往ヲ憶イ来ヲ考ヘ益進修業ノ要ヲ感シ専念學生ノ本分ヲ守リ本校ノ規約ニ遵ヒ一意将来ノ大成ヲ期セント欲ス。唯恐鷺鈞能ク大方ノ期待ニ副ヒ得ルヤ否ヤ。本校諸先生幸ニ生等ヲ鞭撻スルニ客ナルコト勿レ以テ祝辞トナス。

二六〇 福岡高等学校一覽 第一年度

(表紙)

「

福岡高等学校一覽 第一年度

自大正十一年
至大正十二年

」

福岡高等学校一覽

自大正十一年
至大正十二年

目 次

第一 沿革略

第二 学年曆

第三 関係法令

一 高等学校令

二	高等学校規程	一〇三
三	会議規程	一〇四
四	服務規程	一一一
五	図書規程	一一〇
六	文書處理規程	一一二
七	物品會計規程細則	一一三
八	服制	一二一
九	組長規程	一二二
一〇	警備規程	一二三
一一	宿直規程	一二四
一二	教科用書目	一二五
一三	第八 職員	一二六
一四	第九 生徒	一二七
一五	一 氏名	一二八
一六	二 生徒出身學校別表	一二九
一七	三 生徒本籍別表	一三〇
一八	四 生徒年齡表	一三一
一九	五 生徒學資金概算書	一三二
二〇	第六 細則	一三三
二一	第七 稽核	一三四
二二	第八 留學	一三五
二三	第九 留學	一三六
二四	第十 寄宿寮	一三七
二五	第十一 敷地建物	一三八
二六	第十二 生徒心得	一三九
二七	第十三 服制	一四〇
二八	第十四 留學	一四一
二九	第十五 寄宿寮	一四二
三〇	第十六 留學	一四三
三一	第十七 留學	一四四
三二	第十八 留學	一四五
三三	第十九 留學	一四五
三四	第二十 生徒心得	一四五
三五	第二十一 附錄	一四五

福岡高等学校校友会規則

同 役員

一六三

大正十二年

第二 學年曆

一六五

四月一日

(土)

学年始

同 十日

(月)

春季休業終

同 十一日

(火)

入学式

同 十二日

(水)

第一學期授業始

七月十四日

(金)

第一學期授業終

同 十五日

(土)

夏季休業始

九月五日

(火)

夏季休業終

同 六日

(水)

第二學期授業始

同 二十四日

(日)

秋季皇靈祭

十月十七日

(火)

神嘗祭

同 三十一日

(火)

天長節祝日拝賀式

十一月八日

(水)

創立記念日

同 二十三日

(木)

新嘗祭

十一月二十三日

(土)

第二學期授業終

大正十二年

一月一日

(月)

冬季休業始

同 七日

(日)

新年拝賀式

同 八日

(月)

冬季休業終

同 二十五日

(月)

第三學期授業始

二月十一日	(日)	紀元節挙賀式
三月十五日	(木)	第三学期授業終
同十六日	(金)	春季休業始
		第三 関係法令 〔中略〕
		第四 学則
		第一章 総則
		第一条 本校ニハ大正七年勅令第三百八十九号ニ基キ高等学校高等科ヲ置ク
		第二条 本校高等科ノ学科ハ大正八年文部省令第八号ニ依リ其ノ修業年限ヲ三ヶ年トス
		第三章 学科課程
		第三条 高等科ヲ分チテ文科及理科トシ更ニ文科ヲ甲類、乙類及丙類ニ分チ理科ヲ甲類及乙類ニ分ツ
		第四条 前条甲類ハ英語ヲ第一外国语、乙類ハ獨語ヲ第一外国语、丙類ハ仏語ヲ第一外国语トス
		第五条 生徒ハ入学ノ初二於テ其ノ履修スヘキ第二外国语ヲ届出シヘシ其ノ届出後ハ在学中廃止又ハ変更スルコトヲ得ス
		第六条 第二外国语トシテノ仏語ハ当分之ヲ欠ク

心理及論理	哲學概説	地理	歴史	仏語	獨語	英語	国語及漢文	修身	學科類別	學年	第一学年	第二学年	第三学年
									甲類	乙類			
		二	三		(四)	九	六	一	甲類				
		二	三		一一	(三)	六	一	乙類				
		二	三	一		(三)	六	一	丙類				
二			五		(四)	八	五	一	甲類				
二			五		一〇	(三)	五	一	乙類				
二			五	一〇		(三)	五	一	丙類				
二	三		四		(四)	八	五	一	甲類				
二	三		四		一〇	(三)	五	一	乙類				
二	三		四	一〇		(三)	五	一	丙類				

第九条 文科ノ各学年ニ於ケル各類ノ学科課程及毎週教授時数ハ左表三依ル（括弧ハ第二外国语ノ時数ヲ示ス）

第七条 文科ノ学科目ハ修身、国語及漢文、第一外国语、第二外国语、歴史、地理、哲学概説、心理及論理、法制及経済、数学、自然科学、体操トス

第八条 理科ノ学科目ハ修身、国語及漢文、第一外国语、第二外国语、数学、物理、化学、植物及動物、鉱物及地質、心理、法制及経済、図画、体操トス

鉱物及地質 植物及動物	化 学	物 理	数 学	独 語	英 語	国語及漢文	修 身	甲類 乙類	學 科 類 別	學 年	第一学年	第二学年	第三学年
									甲類	乙類			
二 二			四 (四)	八	四	一							
二 二			四 一〇	(三)	四	一							
二 三	三 三	三 三	四 (四)	六	二	一							
二 三	三 三	三 三	四 九	(三)	二	一							
実講義 二 四	実講義 二 五	実講義 二 五	実講義 二 四	六 (四)									
実講義 二 四	実講義 二 五	実講義 二 五	実講義 二 四	九 (三)									

第十条 理科ノ各学年ニ於ケル各類ノ学科課程及毎週教授時数ハ左
表二依ル(括弧ハ第二外国语時数ヲ示ス)

計	体操	自然科学	数学	法政及經濟	
(三三) (三一) (三四) (三二) (三四) (三三) (三四) (三一) (三三) (三三)	三 三 三 三 三 三 三 三 三	二 二 二 二 三 三 三 三 三	三 三 三 三 三 三 三 三 三		
(二九) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一)					
(二八) (三〇) (二八) (二八) (二八) (二八) (二八) (二八) (二八) (二八)					
(二九) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一)					

第三学年ニ於ケル数学〔二〕及図画〔二〕ト植物及動物〔講義二
実験二〕トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選択セシム

第十二条 第二外国语ヲ修メサル者ニ対シテハ其ノ教授時数ヲ便宜
他ノ学科目ニ配当スルコトアルヘシ

第三章 学年、学期、式日及休業日

第十二条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十三条 学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期 四月一日ニ始マリ八月三十一日ニ終ル

第二学期 九月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三学期 翌年一月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

第十四条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

日曜日

大祭祝日

創立記念日 十一月八日

春季休業 三月十六日ヨリ四月八日ニ至ル

計	体操	図画	法制及経済	心理
(二八) (三三) (三三) (三三) (三三) (三三) (三三) (三三) (三三) (三三)	三 三 三 三 三 三 三 三 三	二 二 二 二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 二 二 二 二	
(二九) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一)				
(二八) (三〇) (二八) (二八) (二八) (二八) (二八) (二八) (二八) (二八)				
(二九) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一) (三一)				

夏季休業 七月十五日ヨリ九月五日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第十五条 一月一日、紀元節及天長節祝日ニハ拝賀式ヲ行フ

第四章 入学、在学、退学、転学

第十六条 入学ノ期ハ学年ノ始トス

第十七条 本校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一二該当シ体格検査ニ合格シタル者ニ限ル

一、中学校第四学年ヲ修了シタル者

二、高等学校尋常科ヲ修了シタル者

三、高等学校高等科入学資格試験ニ合格シタル者

四、専門学校入学者検定規定ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

五、文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ指定シタル者

六、文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト

同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第十八条 入学ヲ出願セントスル者ハ本校ヨリ入学志願者名票ヲ受

取リ之ニ所要ノ事項ヲ記入シ検定料金五円及最近三ヶ月以内ニ撮影シタル写真ヲ添へ指定ノ期日マテニ本校ニ差出スヘシ

一旦納付シタル検定料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第二十四条 在学証書ノ保証人ハ父兄トス但シ父兄ナキトキハ保証ノ責ニ任シ得ベキ者ヲ以テニ代フルコトヲ得
第二十五条 生徒及保証人住所ヲ変更シ又ハ戸籍上ニ異動ヲ生シ或ハ改印シタル等ノコトアルトキハ速ニ届出ツヘシ

第二十六条 保証人死亡若クハ其他ノ事由ニヨリ保証人タルノ資格ヲ失ヒタルトキハ速ニ保証人変更ノ手続ヲナスヘシ

第十九条 入学志願者ノ数収容人員ニ超過シタル時ハ大正八年文部省令第十四号ニ依リ入学者選抜試験ヲ行フ

第二十条 選抜試験ノ外国语ハ文科ニ在リテハ英語、独語又ハ仏語

ノ中理科ニ在リテハ英語獨語ノ中志願者ニ於テ其ノヲ選フコトヲ得

第二十二条 選抜試験ノ外国语ニ独語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限り仏語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類ニ限ル

志望ノ順位ヲ定ムヘシ

第二十三条 入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日マテニ入学資格ヲ証明スヘキ書類、本校所定ノ履歴書及在学証書ニ入学料金參円ヲ添へ差出スヘシ但シ指定期日迄ニ正当ノ事由ナクシテ前項ノ手続ヲ了セサル者ニ対シテハ入学ノ許可ヲ取消ス

一旦納付シタル入学料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第二十四条 在学証書ノ保証人ハ父兄トス但シ父兄ナキトキハ保証ノ責ニ任シ得ベキ者ヲ以テニ代フルコトヲ得
第二十五条 生徒及保証人住所ヲ変更シ又ハ戸籍上ニ異動ヲ生シ或ハ改印シタル等ノコトアルトキハ速ニ届出ツヘシ

第二十六条 保証人死亡若クハ其他ノ事由ニヨリ保証人タルノ資格ヲ失ヒタルトキハ速ニ保証人変更ノ手続ヲナスヘシ

第二十七条 生徒疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ由リ授業ニ欠席スル者ハ其ノ事由ヲ具シ当日ヨリ三日以内ニ届出ツヘシ若シ疾病ノ為

メ連續欠席七日以上ニ及フトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第二十八条 疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ由リ三ヶ月以上課業ニ就クコト能ハサル見込ノ者ハ該学年間休学ヲ出願スルコトヲ得
休学セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保証人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ疾病ノ為ニ休学セントスルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第二十九条 第二十八条ニヨリ休学ノ許可ヲ得タル者ハ次学年ノ初メヨリ原級ノ課程ヲ修メシム但シ学年ノ中途ニ於テ休学シタル事由止ミタルトキハ願ニ依リ原級ニ復セシムルコトアルヘシ

第三十条 現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間ヲ休学トス服役満期又ハ召集解除後ハ一ヶ月以内ニ原級ニ復スヘシ

第三十一条 休学ハ当該学年間ニ限り同一学年ニ於テハ一回トス但シ前条ニ依ル休学ハ此ノ限ニ非ス

第三十二条 疾病又ハ事故ニ由リ退学セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保証人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ疾病ノタメ退学セントスルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第三十三条 願ニ依リ退学シタル者一ヶ年以内ニ於テ再入学ヲ願出テタル時ハ原級ニ限り説議ノ上許可スルコトアルヘシ但シ第一学年ニ於テハ此ノ限ニアラス

第三十四条 他ノ高等学校高等科生徒ハ本校ニ転学スルコトヲ得ス

第三十五条 生徒ハ他ノ高等学校高等科ニ転学スルコトヲ得ス

第三十六条 生徒ハ学校長ノ許可ヲ経ルニアラサレハ他ノ学校三入學志願ノ手続ヲナスコトヲ得ス

第三十七条 他ノ学校ノ選抜試験ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保証人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

第三十八条 生徒ハ入学後ニ於テ其ノ科ヲ変更スルコトヲ得ス但シ

第十九条ノ選抜試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ此ノ限リニアラス科ヲ変更センカ為ニ第十九条ノ選抜試験ヲ受ケムトスル者ハ了メ学校長ノ許可ヲ受ケ第十八条ノ手続ヲナスヘシ

第三十九条 左ノ各号ノニ該当スル者ハ退学セシム

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引続キ一箇年以上欠席シタル者但シ休学ノ期間ハ欠席日数ニ

算入セス

四、無届欠席引続三十日以上ニ亘ル者

五、出席常ナラサル者

六、授業料ノ滞納二十日ニ及フモノ

七、二回引続同一学年ニ止マル者但シ兵役ニ因ル場合ハ此ノ限り

ニアラス

八、第三十七条ノ手続ヲナサスシテ他学校ノ選抜試験ヲ受ケタル者

第四十条 退学ニ關シテハ前条規定ノ外臨機ノ処分ヲナスコトアル
ヘシ

本校ニ於テ高等科文(理)科甲(乙、丙)類ノ学科ヲ履修シ正ニ
其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ証ス

第五章 試業、進級及卒業

年 月 日

第四十一条 各学期末ニ於テ其ノ履修シタル課業ニ就キ試業ヲ行ヒ

学業成績ヲ定ム但シ平素ノ成績ニヨリ評点ヲ定メ得ル科目ニ限り

試業ヲ行ハサルコトヲ得

福岡高等學校長位勳爵 氏 名印

第六章 懲 戒

番 号

第四十七条 校規風紀ヲ紊リ其ノ他生徒ノ本分ニ背戾スル者ハ之ヲ

懲戒ス

第四十八条 懲戒ハ戒飭、停学及放校トス

戒飭ハ訓戒シテ将来ヲ改メシメ停学ハ登校ヲ停止シテ反省セシメ

放校ハ学校ヲ放逐ス

第七章 授業料

第四十九条 授業料ハ一学年金五拾円トス

第五十条 授業料ハ一年分ヲ左ノ二期ニ分チ之ヲ納付セシム但シ
退学スル者ハ其ノ期分全額ヲ徵収ス

第一期 自 四月一日 至 九月三十日 分 金貳拾五円

当学年四月十一日ヨリ四月十七日迄

第二期 自 十月一日 至 翌年三月三十一日 分 金貳拾五円

当学年十月一日ヨリ十月七日迄

与ス其書式左ノ如シ

卒業証

道府県

校印

年 月 名

第五十一条 操行学業共ニ優良ニシテ生徒ノ模範タルヘキ者ハ特ニ
授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十二条 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第五十三条 授業料ハ欠席、休学又ハ停学等ノ為ニ免除スルコトナシ但シ第三十条ニ依リ兵役ニ服スル為休学シタルモノハ此限ニアラス

第五十四条 第三十三条ニヨリ再入学ヲ許可セラレタル者及兵役ニ服スル為休学シタル者復校シタルトキハ其ノ当月ヨリ授業料ヲ徵収ス但シ此ノ場合ニ限り月額ヲ金五円トシ年額五拾円ヲ超過スルコトナシ

第五十五条 授業料ノ滞納七日以上ニ及フトキハ登校ヲ停止ス

第八章 図書及器械標本

第五十六条 図書ヲ閲覧セシムル為図書室ヲ設ク

第五十七条 本校所属ノ図書ハ特別ノ規定ニ依ルモノ、外總テ之ヲ書庫ニ藏置ス

第五十八条 本校職員、生徒及其ノ他特ニ學校長ノ許可ヲ得タル者ニ限り所定ノ手續ヲ經テ本校図書ヲ借覽スルコトヲ得但シ授業上、研究上又ハ事務上必要ニシテ特ニ許可ヲ得タル場合ノ外ハ図書室ヨリ搬出スルコトヲ得ス

第五十九条 本校所属ノ學術用器械標本類ハ各所屬教室ニ備付ケ所定ノ場所外ニ搬出スルコトヲ得ス但シ授業上研究上又ハ事務上必要ナル場合ニ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニアラス

第六十条 図書及器械標本類ノ使用規程ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第七十一条 寄宿料、寄宿寮食費ノ滞納又ハ未払二十日以上ニ及フ

第九章 服 制

第六十一条 生徒ハ本校所定ノ制服ヲ着用スヘシ

第六十二条 服制及服装規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 寄 宿 寮

第六十三条 寄宿寮ハ本校ノ教育ト相俟チテ生徒ヲ訓育スル所トス第六十四条 生徒ハ自宅通学者ヲ除ク外凡テ寄宿寮ニ入ルヘキモノトス但シ特別ノ事情アル者ニ限り審査ノ上通学ヲ許可スルコトアルヘシ

第六十五条 寄宿寮ニ入ルヘキ者ノ數收容人員ニ超過スルトキハ若干名ヲ限り通学ヲ命スルコトアルヘシ

第六十六条 寄宿寮ハ毎学年ノ始メニ開キ其終リニ閉ツ

第六十七条 寄宿料ハ一学年金貳拾円トス

第六十八条 寄宿料ハ之ヲ左ノ如ク分納セシム

四月十一日ヨリ十七日迄二
十月一日ヨリ七月迄二
金 拾 円

学年ノ中途ニ於テ入舍シタル者ハ一ヶ月金貳円ノ割ニテ納付スルモノトス但シ年額金貳拾円ヲ超過スルコトナシ

第六十九条 既納ノ寄宿料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第七十条 寄宿寮食費ハ毎月定日内ニ支払フヘシ但シ食費及其支払期日ハ別ニ之ヲ定ム

者ハ第三十九条ニ準シ之ヲ処分ス

第五 生徒心得

一、自由自治の真髓を了得し立憲国民の模範たらんことを念とすべし

一、醇生質直にして自強息まざるの美風を作興せんことを期すべし
一、心身を鍛錬して平静快活に世に处せんことを力むべし

第一章 総則

第一条 本校生徒タルモノハ本校ノ規則ハ勿論告示及命令ヲ遵守シ
堅ク基本分ヲ守リテ國土タルノ品位ヲ維持セんコトヲ努ムヘン

第二条 本校生徒ハ本校職員ニ対シテハ勿論生徒相互ニ脱帽シテ敬礼スヘシ

第三条 本校生徒ハ風紀ヲ素ス處アル場所へ一切立入ルヘカラス

第四条 常ニ衛生ニ注意シ身体ハ勿論其ノ環境ヲ清潔ニ保ツヘシ

第五条 公徳ヲ尊ヒ公物公器ヲ叮嚀ニ取扱フヘシ

此精神ニ反スルモノハ情状ニヨリテ相当処分スルコトアルヘシ

第六条 告示ハ所定ノ場所ニ掲示シタル以上ハ周知シタルモノト見

做ス

第七条 噫煙及食事ハ校内所定ノ時間ト場所トニ限リテ之ヲ認ム

第八条 法定ノ年齢ニ達スルマテハ飲酒及喫煙スヘカラス

第二章 服装

第九条 生徒父兄保証人又ハ之ニ代ハルモノニシテ身分又ハ宿所ニ異動ヲ生シタルトキハ速力ニ届出ツヘシ
第十条 登校ニハ必ス規定ノ制服ヲ着用スヘシ但シ已ムヲ得サル事由ニ依リ制服ヲ着用スル能ハサルトキハ始業前生徒課ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ

第十一条 前条ノ手続ヲ了セサルモノハ欠席者トシテ之ヲ取扱フ

第十二条 外出ノ際ハ制服又ハ制帽及袴ヲ着用スヘシ

第十三条 新ニ入学セル生徒ニ対シテハ一ヶ月間和服着用ヲ許可ス

第十四条 略帽及略服ハ六月一日ヨリ九月三十一日マテ之ヲ着用スルコトヲ得但シ体操ノ課業又ハ儀式其他特ニ示達シタル場合ニハ必ス正帽ヲ着用スヘシ

第十五条 病気ノ為特ニ許可ヲ得タルモノ、外ハ襟巻ヲ用フルコトヲ得ス

第十六条 校内ニ於テハ靴ヲ使用セサルコトヲ得但シ下駄又ハ草履ヲ用フルコトヲ得ス

第三章 授業

第十七条 始業ノ号鐘後ハ直チニ各自ノ位置ニ着キ教官ノ臨場ヲ俟ツヘシ

第十八条 教室ニ在リテハ必ス脱帽スヘシ

第十九条 教室ニ於テハ常ニ各目ノ定席ニ着クヘシ

第二十条 教室ニ在リテハ授業中ハ勿論休憩時中ト雖常ニ静肅ヲ念
トスヘシ

第二十一条 授業ノ始及終ニハ必ス教官ニ対シ敬礼スヘシ

第二十二条 教官ノ許可ナクシテ授業中教室外ニ出ツルコトヲ得ス

第二十三条 教室内ニテハ授業上ノ必要品ノミヲ所持スヘシ

第二十四条 教官ノ休講又ハ特別ノ事情ニヨリ臨時ニ時間割ノ変更

ヲ希望スルトキハ組長ヨリ教務課ニ申出テ其指揮ヲ受クヘシ

第二十五条 担任教官定ニ至ルモ臨場セサルトキハ教務課ニ就キ
其指揮ヲ受クヘシ決シテ随意ニ退散スルコトヲ得ス

第四章 欠席、欠課、遅刻

第二十六条 欠席、欠課又ハ遅刻早退シタルトキハ其當日ヨリ三日
以内（休日ヲ除ク）ニ其事由ヲ具シ生徒課ニ届出ツヘシ

病氣欠席一週間以上ニ亘ルモノハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

病氣以外ノ事由ニ依リ欠席一週間以上ニ及ブトキハ保証人連署ヲ
以テ届出ツヘシ

第二十七条 近親ノ喪ニ丁ルトキハ家系ヲ詳記シテ届出テタルモノ
ニ限リ左ノ日数内ハ忌引トシテ取扱フ

父母ノ喪
祖父母ノ喪

七日
五日

兄弟姉妹ノ喪

曾祖父母ノ喪又ハ伯叔父母ノ喪

三日

第二十八条 疾病ノ為メ休学セントスル者ハ医師ノ診断書ヲ添へ保
証人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第二十九条 兵役ニ服スル者ハ詳細ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ
第五章 揭示、集会

第三十条 揭示ヲナサントスルトキハ予メ生徒課ノ承認ヲ受クヘシ

第三十一条 揭示ハ必ス所定ノ場所ニ之ヲナスヘシ

第三十二条 集会ニ閱シテハ左ノ各項ノ規定ニ依ルヘシ

一、集会ヲナサントスルトキハ必ス其代表者ヲ定メ目的、種類、
日時、場所等ヲ具シテ予メ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

二、集会ノ為本校々舎ヲ使用セントスルトキハ代表者ヲ定メテ生
徒監ニ願出ツヘシ

三、定期ノ集会、學術、運動等ノ会ヲ創設セントスルトキハ生徒
監ニ願出ツヘシ之ヲ解散シタルトキモ亦同シ

四、集会ハ休日若クハ放課後ニ於テ之ヲ開クヘシ

第六章 通学及宿所

第三十三条 通学生徒ハ異動ノ有無ニ拘ラズ毎学期ノ始ニ於テ本校
所定ノ用紙ニ宿所ニ閱スル事項ヲ認メ主任教官ヲ経テ生徒課ニ差
出スヘシ

第三十四条 通学生徒ハ宿所ヲ変更シタルトキハ三日以内ニ更ニ前
条ノ手続ヲナスヘシ

第三十五条 通学生徒ハ寮務係ノ許可ナクシテ寄宿寮内ニ出入スル

コトヲ得ス

在寮生徒ニ面会セントスル時ハ必ス指定ノ場所ニ於テ之ヲナスヘ

シ

第三十六条 宿處ヲ不適當ト認ムルトキハ其変更ヲ命スルコトアル

ヘシ

第七章 図書閲覧

第三十七条 本校所蔵ノ図書ヲ閲覧セントスル者ハ所定ノ閲覧用紙

ニ必要ノ事項ヲ記入シ係員ニ差出スヘシ

第三十八条 図書ノ閲覧ヲ了ヘタルトキハ直ニ返納スヘシ

第三十九条 閲覧ノ図書ハ之ヲ他ニ転貸スルコトヲ得ス

第四十条 閲覧ノ図書ハ閲覧室外ニ搬出スルコトヲ得ス

第四十一条 一時ニ借覧スル図書ハ洋書四冊又ハ和漢書十冊以下ト

ス若シ兩種ニ亘ルトキハ各々其ノ半数トス

第四十二条 閲覧室ニ入ルトキハ制服又ハ袴ヲ着用スヘシ

第四十三条 室内ニ在リテハ容儀ヲ正シクシ静肅ヲ旨トスヘシ

第四十四条 図書ハ鄭重ニ取扱フヘシ若シ汚損シタルトキハ速ニ係

員ニ届出テ指揮ヲ俟ツヘシ

第六 細則

一 成績考査規程

第一条 学業成績ヲ交差スル為各学科目ニ就キテ試業ヲ行フ但シ平

第三倍及第三学年評点ノ五倍ノ和ヲ以テ定ム

第十二条 卒業評点ハ第一学年評点総計ノ二倍、第二学年評点総計ノ

三倍及第三学年評点ノ五倍ノ和ヲ以テ定ム

第十三条 学期試験ニ欠席シタル学科目ニ対シテハ更ニ試験ヲ行ハ

常ノ成績ニヨリ学業成績ヲ定メ得ル学科目ニ限りニ学校長ノ認

可ヲ経テ試業ヲ行ハサルコトヲ得

第二条 試業ハ学期試験及臨時試験ノ二種トス

第三条 学期試験ハ各学期末ニ予メ日時ヲ定メテ之ヲ行ヒ臨時試験

ハ担任教官ノ必要ト認ムルトキ平常ノ授業時間ニ於テ臨機之ヲ行

フ

第四条 学期試験ハ当該学期中又ハ必要ト認ムルトキハ以前ノ学期

中ニ履修シタル学業ニ就キテ之ヲ行ヒ臨時試験ハ当該学期中ニ履

修シタルトコロニ就キ之ヲ行フ

第五条 学業成績ハ各学科目ノ学期試験成績ト当該学期ニ於ケル平

常成績ヲ考査シ且平常ノ勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第六条 学業成績ハ之ヲ学期成績、学年成績及卒業成績三分ツ

第七条 学業成績ハ總テ各学科目ノ評点及其ノ平均評点ヲ以テ之ヲ

示ス

第八条 各学科目ノ評点ハ一百ヲ以テ満点トシ六十以上ヲ合格点ト

ス但シ学科目ニヨリテハ同一学科目ヲ二科以上ニ分子テ評点ヲ付

スルコトアルヘシ

第九条 学年評点ハ各学科目ノ各学期評点ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム

第十一条 卒業評点ハ第一学年評点総計ノ二倍、第二学年評点総計ノ

626

ス該学科目ノ試験評点ヲ零トス但シ欠席ノ事由正当ト認メタル者ニ限り担任教官ノ見込ニヨリ平常ノ成績ト勤惰ヲ参考シテ他ノ学期ニ於ケル該学科目評点ノ五分ノ三以内ノ認定点ヲ付スルコトアルヘシ

第十二条 正当ノ事由ニヨリ臨時試験ニ欠席シタルモノハ當該学期試験評点ノ五分ノ三以内ノ認定点ヲ付スルコトアルヘシ

第十三条 同一学年ニ於テ二回以上同一学科目ノ学期試験ニ欠席シタル者ハ特別ノ詮議ニヨル場合ノ外進級又ハ卒業スルコトヲ得ス

第十四条 左ノ各号ノ一二該当スル時ハ進級又ハ卒業スルコトヲ得ス
一、總学科目ノ学年評点平均六十二満タサルトキ
二、一学科目ノ学年評点五十三満タサルトキ但シ該学科目ノ学年評点四十以上ニシテ其ノ学期評点一回六十以上ナルトキハ及
第十五条 前条ニ拠ル外平常ノ行状、欠席日数度数及学業進歩ノ状況等ヲ参考シテ進級又ハ卒業ヲ判定スルコトアルヘシ

第十六条 各学年ノ席次ハ学年總点ニヨリ卒業席次ハ卒業評点ニヨリテ之ヲ定ム但シ特別ノ詮議ニヨリテ進級又ハ卒業シタルモノ及原級ニ留マルモノハ席次ハ此限ニ非ス

二 校務分掌規程

第一条 校務ヲ分チテ教育部及事務部トス

第二条 教育部ハ教頭、生徒監、教官、学科主任及学級主任ヲ以テ組織ス

第三条 教頭ハ教授中ヨリ学校長之ヲ命シ学校長ノ指揮ヲ承ケ教育部ニ閲スル一切ノ事項ヲ總理ス

第四条 生徒監ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ訓育ニ閲スル事項ヲ主掌ス
生徒監ハ訓育ニ閲スル事項ニ就キ關係教官ノ協議会ヲ開クコトヲ得

第三章 教官ハ学科目ノ教授及生徒ノ訓育ヲ担任ス

第六条 二名以上ノ教官ノ分担スル学科ニ学科主任ヲ置キ當該学科ノ担任教官中ヨリ學校長之ヲ命ス

第七条 学科主任ノ掌理スヘキ事務概ネ左ノ如シ

四、三学科目以上ノ学年評点五十未満ノトキ

五、学年評点五十台ニ学科目四十台ニ学科目ノトキ

六、学年評点五十台ノ学科目數全学科目數ノ三分ノ一ヲ越ユルトキ

二、当該学科教授ノ統一聯絡ニ閲スルコト

キ

- 三、教科用図書ノ選定ニ閲スルコト
- 四、教授分担ニ閲スルコト
- 五、当該学科特別教室ノ整理ニ閲スルコト
- 六、教授ニ必要ナル参考用図書、器具、機械、標本、薬品等ヲ調査スルコト
- 七、必要ニ応シ当該学科関係教官ノ協議会ヲ召集スルコト
- 八、其他当該学科ニ閲スルコト
- 教官一名ヲ以テ担任スル学科ニ在リテハ其教官ニ於テ学科主任ノ事務ヲ掌理スルモノトス
- 第八条 各組ニ組主任ヲ置キ毎学年ノ始ニ於テ教官中ヨリ校長之ヲ命ス
- 第九条 組主任ハ校長及教頭ノ指揮ヲ承ケ常ニ生徒監ト聯絡ヲ保チテ特ニ其担当組生徒ノ監督指導ニ任ス
- 第十条 組主任ノ担当スヘキ事項概ネ左ノ如シ
- 一、組生徒ノ風紀ニ閲スルコト
- 二、組生徒ノ勤怠操作及健康ニ閲スルコト
- 三、組生徒ノ督励訓戒ニ閲スルコト
- 四、組生徒ノ学業成績ニ閲スルコト
- 五、組教室ノ整理ニ閲スルコト
- 六、其他組ニ閲スルコト
- 二 事 務 部
- 第十一条 事務部ニ教務課、生徒課、図書課、庶務課及会計課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム
- 第十二条 各分課ニ課長ヲ置キ教官中ヨリ校長之ヲ命ス但シ会計課ハ此ノ限りニアラス
- 第十三条 各課長及会計主任ハ校長ノ命ヲ承ケ所屬職員ヲ率半分掌事務ノ整理ニ任セシム
- 第十四条 各課所属ノ職員ハ課長又ハ主任ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
- 第十五条 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ握ル
- 一、学科課程及授業要目ニ閲スルコト
- 二、授業時間割ニ閲スルコト
- 三、教官ノ分担配当ニ閲スルコト
- 四、学級ノ編成ニ閲スルコト
- 五、教科用図書ニ閲スルコト
- 六、授業上ノ設備ニ閲スルコト
- 七、授業及休業ニ閲スルコト
- 八、成績考査、進級及卒業ニ閲スルコト
- 九、生徒募集及入学ニ閲スルコト
- 十、選抜試験ニ閲スルコト
- 十一、生徒ノ大学進入ニ閲スルコト
- 十二、生徒ノ成績証明ニ閲スルコト

- 十三、組主任及組長ニ閑スルコト
 十四、教官會議ニ閑スルコト
 十五、教務上ノ諸掲示ニ閑スルコト
 十六、教務上ノ文書ノ起案受授及保管ニ閑スルコト
 十七、教務上ノ統計ニ閑スルコト
 十八、參觀人取扱ニ閑スルコト
 十九、授業終始ノ信号ニ閑スルコト
 二十、教室及教官室ニ閑スルコト
 第十六条 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一、生徒ノ訓育及風紀ニ閑スルコト
 二、生徒ノ勤惰ニ閑スルコト
 三、生徒ノ監督、訓戒及懲戒ニ閑スルコト
 四、生徒ノ体育、運動、衛生及体格検査ニ閑スルコト
 五、退学、休学其生徒ノ事故ニ閑スルコト
 六、生徒ニ係ル統計ニ閑スルコト
 七、生徒ノ願伺届ニ閑スルコト
 八、生徒ノ集会及掲示ニ閑スルコト
 九、生徒控所ニ閑スルコト
 十、寄宿寮ノ管理及警備ニ閑スルコト
 十一、寄宿寮宿直ニ閑スルコト
 十二、生徒ノ入寮、退寮及通学ニ閑スルコト
 十三、生徒ノ学資ニ閑スルコト
 十四、修学旅行ニ閑スルコト
 十五、生徒課ニ係ル文書ノ起案受授及保管ニ閑スルコト
 第十七条 図書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一、図書ノ監守、保管、整理、及出納ニ閑スルコト
 二、図書購入ノ請求ニ閑スルコト
 三、図書印ノ保管ニ閑スルコト
 四、書庫及図書閱覧室ノ整理取締ニ閑スルコト
 五、図書目録ノ編纂及整理ニ閑スルコト
 六、図書課ニ係ル文書ノ起案、授受及保管ニ閑スルコト
 七、新聞雑誌年報一覽ノ整理保管及出納ニ閑スルコト
 八、其他図書ニ閑スル一切ノコト
 第十八条 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一、御眞影及勅語ノ保管ニ閑スルコト
 二、校長ノ官印及校印ノ管守ニ閑スルコト
 三、儀式ニ閑スルコト
 四、命令示達ニ閑スルコト
 五、公文書ノ処理ニ閑スルコト
 六、統計報告一覽諸記録ニ閑スルコト
 七、規程ノ制定及改廃ニ閑スルコト
 八、職員ノ進退身分及服務ニ閑スルコト

- 九、傭外国人ニ閑スルコト
- 十、宿直ニ閑スルコト
- 十一、在学証明ニ閑スルコト
- 十二、卒業証書及卒業生ニ閑スルコト
- 十三、学籍簿ニ閑スルコト
- 十四、評議員会ニ閑スルコト
- 十五、寄贈ニ閑スルコト
- 十六、庶務課ニ係ル文書ノ起案整理保存ニ閑スルコト
- 十七、他ノ分課ニ属セサル一切ノコト
- 第十九条 会計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、歳入歳出予算及決算ニ閑スルコト
- 二、官有財産及資金ノ保管ニ閑スルコト
- 三、金銭ノ收支保管ニ閑スルコト
- 四、物品ノ購入及修理ニ閑スルコト
- 五、物品ノ出納保管及不用物品ノ処分ニ閑スルコト
- 六、警備ニ閑スルコト
- 七、營繕ニ閑スルコト
- 八、電話電灯瓦斯給水及燈房ニ閑スルコト
- 九、校舎内外ノ清潔及掃除ニ閑スルコト
- 十、会計課ニ係ル文書ノ起案整理及保存ニ閑スルコト
- 十一、出入商人ノ取締ニ閑スルコト
- 十二条 傳人ニ閑スルコト
- 十三条 其他会計ニ閑スル一切ノコト
- 第二十条 各課ノ主掌事務ニシテ他課ニ閑聯スルモノハ合議スヘシ
- 第二十一条 各課所屬ノ職員ハ常務ノ外時宜ニ依リ他課ノ事務ヲ補助スヘシ
- 第二十二条 各課ニ於テハ特ニ必要ト認メタルトキハ学校長ノ許可ヲ得テ係ヲ置キ分課事務ノ一部ヲ掌理セシムルコトヲ得
- 第一条 会議ヲ分チテ教官会、評議員会トス
- 第二条 教官会ハ学校長ノ諮問ニ応シ学科課程、成績考査其ノ他教育ニ關シ学校長ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ審議ス
- 第三条 教官会ハ教授、助教授及講師ヲ以テ組織ス
必要アルトキハ臨時他ノ職員ヲ加フルコトアルヘシ
- 第四条 評議員会ハ学校長ノ諮問ニ応シ校務ニ閑スル重要ナル事項ヲ審議ス
- 第五条 評議員会ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス
評議員ハ教頭、各課長、生徒監及教官ノ互選シタル教授若干名ニ就キ学校長之ヲ命ス
必要アルトキハ臨時他ノ職員ヲ加フルコトアルヘシ
- 第六条 教官ノ互選シタル評議員ノ任期ハ一年間トス但シ再選ヲ妨ケス

四 服務規程

第一章 教官ノ服務

第一条 本規程ニ於テ教官ト称スルハ教授、助教授、講師及雇外國人教師ヲ云フ

第二条 教官ハ學校長ノ命ニヨリ學科ヲ担任シ教育ニ就キ其責ニ任ス

第三条 教官ハ學校長ノ命アルトキハ校務分掌規程ニ掲ケタル事務ニ從事スヘシ

第四条 教官ハ學校長ノ命アルトキハ入学者選抜試験、高等学校高等科學力検定試験等臨時ノ事務に從事スヘシ

第五条 教官ハ教育其他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見アルトキハ學校長ニ具申スヘシ

第六条 教官ハ學校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス

第七条 第十条及至第十八条ノ規程ハ之ヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章 事務員ノ服務

第八条 書記及雇員ハ學校長ノ命ニ依リ課長又ハ會計主任ノ指揮ヲ受ケ各分課事務ニ從事スヘシ

事務繁劇ナルトキ又ハ緊急処理ヲ要スルモノアルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖執務スヘシ

第九条 書記及雇員ハ輪番ヲ以テ宿直ニ服スヘシ

第十条 疾病其他ノ事故ニヨリ出勤スル能ハサルトキハ当日執務時間前ニ事由ヲ具シ届出ツヘシ、若シ病氣欠勤一週間以上ニ涉ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

父母ノ祭日ニ就キ欠勤セントスルモノハ其前日ニ届出ツヘシ

第十一条 執務時間中發病其他ノ事故ニヨリ退出セントスルトキハ課長又ハ主任ニ申出ツヘシ

第十二条 親族ノ喪ニ遇ヒ服忌ヲ受クルトキハ其親族關係ヲ明記シ届出ツヘシ

第十三条 転地療養、父母ノ病氣ノ看護又は父母ノ墓參ノ為請暇セントスル者ハ日限及旅行先ヲ記シ許可ヲ受クヘシ、転地療養ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第十四条 出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出発及帰任ノ際其旨ヲ届出テ且帰任後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡単ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第十五条 休暇中旅行セントスルモノハ日限及旅行先ヲ記シ出発前二届出ツヘシ

第十六条 新任ハ遲滞ナク住所ヲ届出ツヘシ爾後住所ヲ轉シタルトキ亦同シ

第十七条 官庁其他ヨリ本校ヲ經由セシシテ辭令書ヲ受ケ其事項履歴上ニ關係アルモノハ其都度届出ツヘシ

第十八条 転任免官休職等ノ際又ハ各課事務ヲ免ゼラレタルトキハ

取扱事務ニ関スル書類及物品ノ引継ヲナスヘシ

第三章 校医ノ服務

第十九条 校医ハ学校長ノ命ヲ承ケ左ノ職務ニ從事ス

一、生徒ノ疾病治療及診断書作成

二、生徒及入学志願者ノ身体検査

三、其他学校衛生ニ関スル事項

第二十条 校医ハ毎週三回以出校シ一定ノ時限服務スヘシ

若シ急患者アルトキハ何時ニテモ出校スヘシ

病氣其他ノ事故アリテ出校シ難キトキハ相當ノ代人ヲ出校セシム

ルコトヲ得

第二十一条 校医ハ衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ学校長ニ意見ヲ具申スヘシ

五 図 書 規 程

第一条 本校所蔵ノ図書ハ図書課員ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス

第二条 授業上研究上又ハ事務上日常必要ナル図書ニ限り之ヲ校長室、教官室、特別教室、図書閱覧室又ハ事務室ニ備付クルコトヲ得但シ此場合ハ当該学科又ハ事務担任者ニ於テ其保管ノ責ニ任スヘルモノトス

第三条 前条備付ノ図書ハ之ヲ室外ニ搬出スルコトヲ得ス

第四条 教官及図書課長ハ授業又ハ生徒ノ修養ニ必要ト認メタル書ノ購入ヲ請求スルコトヲ得但シ学科主任ヲ置ク学科ニアリテハ

当該学科主任ヲ経テ其手続ヲナスヘシ

第五条 図書ノ購入ヲ請求セントスルトキハ所定ノ請求簿ニ必要ノ事項ヲ記入シ之ヲ図書課ニ差出スヘシ

第六条 寄贈又ハ購入ノ図書ハ図書課ニ於テ本校図書ニ編入ノ手続ヲ了スルマテ使用スルコトヲ得ス

第七条 教官ハ必要ノ場合ニ於テ書庫ニ入り図書ヲ検索スルコトヲ得

第八条 職員ハ教官閲覧室ニ於テ隨時図書ヲ閲覧スルコトヲ得但シ借用ノ手續ヲ経シテ之ヲ室外ニ搬出スルコトヲ得ス

第九条 本校職員及其他特に学校長ノ許可ヲ得タル者ハ図書ヲ借用スルコトヲ得但シ此場合ハ必ず所定ノ借賃簿ニ依リ手續ヲ了スヘシ

シ

第十条 借用ノ図書ハ他ニ転貸スルコトヲ得ス

第十一条 借用ノ図書ハ毎年七月十五日迄ニ悉皆返納スヘシ但シ必要ニ応シ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第十二条 図書ヲ亡失又ハ汚損セシモノハ之力弁償ノ責ニ任スヘキモノトス

第十三条 生徒ハ生徒心得第七章ニ依リ図書ヲ閲覧スルコトヲ得

第十四条 図書閱覧室ハ本校規定ノ休日ノ外毎日之ヲ開ク但シ必要ノ場合ハ学校長ノ許可ヲ経テ臨時之ヲ閉ツルコトアルヘシ

第十五条 閲覧室開閉ノ時刻ハ隨時之ヲ定ム

六 文書處理規程

第一条 本校ニ到達スル文書ハ庶務課ニ於テ接受シ受付簿ニ登記シ
文書二番号及收受月日ヲ記載シテ直ニ主掌分課ニ配布シ其証印ヲ
徵スヘシ

第二条 親展書ハ封緘ノ儘宛名人ニ配布シ証印ヲ徵スヘシ

第三条 学校長ヨリ直接受ケタル到達文書ハ庶務課ニ於テ受付簿ニ
登記スヘシ

第四条 各課ニ閲聯スル文書ハ其関係ノ重キニ從ヒ之ヲ配付スヘシ

第五条 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ処分案ヲ
提出スヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ処分案ヲ提出スル能ハス又ハ処分ヲ要セス
ト認ムルトキハ學校長ニ供閲シ指揮ヲ受クヘシ

第六条 決裁ヲ受クヘキ文書ニシテ他課ニ閲聯スルモノハ該課ニ合
議スヘシ

第七条 決裁済ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ処
理スヘシ

第八条 発送ヲ要スル文書ハ庶務課三回付スヘシ但シ執務時間以外
ニ発送ヲ要スル文書アルトキハ宿直三回付スヘシ

第九条 庶務課ニ於テハ発送簿二件名ヲ登記シ發送文書及原議ニ番
号ヲ附シ發送スヘシ

第十条 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送スルトキハ月日、受信名、發

信名、料金ヲ登記スヘシ

第十一條 完結文書ニシテ各分課ニ保存スヘキモノヲ除ク外ハ總テ
庶務課ニ回付スヘシ

前項ニ依リ回付ヲ受ケタル文書ハ庶務課ニ於テ編纂シ之ヲ保存ス
ヘシ

七 物品会計規程細則

第一章 総 則

第一条 物品ノ保管及出納ハ物品会計規則並文部省直轄各部物品会
計規程ニ基キ本細則ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第二条 物品ハ之ヲ分チテ備品、消耗品トシ其區別ハ左ノ標準ニ拠
ル

ル

一、 物品 其性状ヲ変スルコトナクシテ其用ヲ為スモノ若ハ其性

質ハ消耗品ニ属スト雖見本陳列品トシテ保存スヘキモノ

二、 消耗品 其性状ヲ變シテ其用ヲナシ再度ノ用ニ耐ヘサルモノ

モハ其性質ハ備品ニ属スト雖實驗用材料品トシテ使用スヘキ

右標準ヲ以テ區別シ難キ場合ハ學校長之ヲ定ム

第三条 備品ノ各部共用ニ係ルモノヲ共用備品トシ職員各自ニ使用
スルモノヲ専用備品トス

第二章 出 納

第四条 物品ノ出納命令ハ學校長之ヲ發シ其出納ハ物品会計官吏之

ヲ執行スヘシ

第三章 保管及監督

第五条 通常所要ノ物品ハ物品会計官吏一ヶ年ノ所要高ヲ预定シ学校長ノ許可ヲ受ケテ購入シ之ヲ倉庫ニ藏置シ請求ニ応シテ支給ノ手続ヲナスヘシ

臨時所要ノ物品ハ各部局主任ノ請求ニヨリ物品会計官吏之ヲ勘查シ学校長ノ決裁ヲ受ケテ之ヲ支給ス

第六条 各部所要ノ物品ハ品名、数量、需要ノ事由ヲ記載セル請求書ヲ会計課ニ差出スヘシ但シ図書ハ図書課ニ請求スルモノトス
学術上機械ノ製作及修理ニ特殊ノ注意ヲ要スルカ又ハ當業者ヲ選択スル必要アルモノハ図案及仕様書又ハ便宜上各部ニ於テ當業者ノ見積書ヲ徵シ之ヲ請求書ニ添付スヘシ

第七条 会計課ニ於テ物品ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ学校長ノ命令ヲ受ケテ處理スヘシ
図書課ニ於テ図書ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ会計課ヲ經由シテ学校長ノ命令ヲ受ケテ處理スヘシ

第八条 物品会計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ支給セントスルトキハ備品ニ在リテハ物品監守者ノ保管ニ付シ消耗品ハ請求者ニ交付シ各々支給簿ニ捺印セシムヘシ

第九条 各部保管ニ属セサル不用品ハ物品会計官吏ニ於テ之ヲ調査シ尚使用ニ堪フヘキモノハ保存シ使用ノ見込ナシト認メタルモノハ処分案ヲ付シ学校長ノ決裁ヲ請フヘシ

第十四条 物品監守者ハ其監守ニ属スル物品ノ紛失又ハ毀損ヲ知リ

第十一条 各課及特別教室ニ物品監守者及物品取扱主任各々一名ヲ置キ物品ノ監守又ハ取扱ニ関スル責ニ任セシム但シ職員各自専用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシム

第十二条 物品監守者ハ各特別教室ニ在リテハ主任教授各課ニ在リテハ課長会計課ニ在リテハ会計主任ヲ以テ之ニ充ツ物品取扱主任ハ助教授及書記以下ヨリ之ヲ任命ス

第十三条 各課又ハ特別教室物品監守者又ハ物品取扱主任ノ監守シ又ハ取扱フヘキ物品ノ所属区域左ノ如シ

一、会計課 会計課、校長室、食堂、応接室、小使室及巡視室ニ属スル物品其他他ノ監守又ハ取扱ニ属セサル物品

二、教務課 教務課、教官室、普通教室及講堂ニ属スル物品

三、生徒課 生徒課、生徒控所、寄宿寮及体操場ニ属スル物品

四、図書課 図書課、書庫及図書閲覧室ニ属スル物品

五、庶務課 庶務課、宿直室ニ属スル物品

六、各特別教室 各特別教室ニ属スル物品

第十三条 図書、器械 標本ハ各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於

テ各自一定ノ番号ヲ付記スヘシ但シ番号ヲ付スル能ハサルモノハ

此ノ限ニアラス其他ノ普通備品ハ物品会計官吏ニ於テ番号ヲ付記スヘシ

タルトキハ速ニ始末書ヲ作成シ会計課ヲ経由シテ学校長ニ具申ス

ヘシ

第十五条 物品監守者交迭ノ場合ニハ新監守者物品監守簿ニ其受継

年月日ヲ記入シ且署名捺印スヘシ

第十六条 甲物品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ帰シタルモノ

乙物品監守者ニ於テ必要ナルトキハ甲乙監守者ヨリ其旨物品会計

官吏ニ通牒シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十七条 職員任ヲ去ルトキハ其専用備品ヲ物品会計官吏ニ返付ス

ヘシ

第十八条 各課中ノ物品自然毀損シ修理又ハ引換ヲ要スルモノアル

トキハ現品ヲ添へ物品会計官吏ニ其修理又ハ引換ヲ請求スヘシ

第十九条 各課各室ニ於テ不用トナリタル物品ハ速ニ物品会計官吏

ニ返付スヘシ予備ノ名ヲ以テ之ヲ留置クコトヲ得ス

第二十条 物品会計官吏ハ毎年一回以上各課及各教室ニ就キ帳簿ト

現品トヲ対照查閲シ異状ヲ認メタルトキハ学校長ニ具申スヘシ

第二十一条 物品会計官吏保管ノ物品ヲ失毀損シ又ハ規程ノ監督

ヲ怠リタルトキハ学校長其事実ヲ審査シ故意怠惰ニ出タルモノトス

認ルトキハ文部大臣ニ之ヲ具申ス

第四章 帳 簿

第二十二条 物品会計官吏ハ物品ノ出納ヲ明ニスル為左ノ帳簿ヲ備

フヘシ

一、備品出納簿 図書ノ部

本簿ハ図書名、冊数、価格、納人名ヲ登記シ図書ニ属スル物品

監守者ト物品会計官吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

二、同 上 機械 標本ノ部

本簿ハ機械及標本ヲ別チ学科毎ニ口座ヲ設ケ品目、箇数、価格、

納人名ヲ登記シ機械標本ニ属スル物品ノ監守者ト物品会計官

吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

三、同 上 普通品ノ部

本簿ハ普通備品ノ品目、数量、価格、納人名ヲ登記シ在庫並使

用ノ現在ヲ明ニスルモノトス

四、消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品目、数量、価格、納人名ヲ記入シ在庫並消費

高ヲ明ニスルモノトス

五、共用者通備品支給簿

本簿ハ支給シタル共用備品ノ品目、数量、番号、受授年月日ヲ

登記シ各物品監守者又ハ物品取扱主任ト物品会計官吏トノ受

授ヲ明ニスルモノトス

六、専用普通備品支給簿

本簿ハ支給シタル専用備品ノ品目、数量、受授年月日ヲ登記シ

専用者ト物品会計官吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

七、消耗品支給簿

本簿ハ支給シタル消耗品ノ品目、数量、受授年月日ヲ登記シ被
支給者ト物品会計官吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス
第二十三条 各物品監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ出納保管ヲ明
ニスル為左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一、備品監守簿

本簿ハ物品ノ品名、箇数、番号及受授年月日ヲ明記スルモノト
ス但シ図書、機械及標本ノ監守簿ハ各其原簿ヲ以テ代用スルコ
トヲ得

二、消耗品受払簿

本簿ハ消耗品ノ受払ヲ明記スルモノトス

三、郵便切手受払簿

本簿ハ文書発送取扱者ニ於テ其受払ヲ詳記スルモノトス

第二十四条 本細則三拠ル諸帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 檢 閲

第二十五条 校長ハ物品検閲委員ヲシテ毎年一回本校ノ物品ヲ檢
閲セシム但シ必要ト認ムルトキハ臨時検閲ヲ施行スルコトアルヘ
シ

第二十六条 物品検閲委員ハ委員長一人委員若干名トシ学校職員中
ヨリ毎年学校長之ヲ命ズ

第二十七条 定期検閲ハ毎年六月乃至十月委員長其時日ヲ定メ予メ
各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ通牒スヘシ

第二十八条 物品検閲委員ノ検査事項左ノ如シ

一、物品保管ノ適否

二、備品使用ノ適否

三、消耗品消費ノ適費

四、物品欠損ノ有無

五、其他必要ト認メタル事項

第二十九条 在庫ノ物品ニ付テハ物品会計官吏、使用中ノ物品ニ付
テハ物品監守者又ハ物品取扱主任立会ノ上物品ノ検閲ヲナスヘシ

第三十条 物品検閲委員ニ於テ検閲上故障ナシト認メタルトキハ帳
簿ニ署名検印スヘシ若シ故障アリタルトキハ当該責任者ヨリ始末
書ヲ徵シ物品検閲委員長ノ意見ヲ具シ学校長ニ申報スヘシ

第三十一条 物品検閲委員其検閲ヲ終リタルトキハ検閲上ノ顛末ヲ
具シ意見ヲ付シ学校長ニ申報スヘシ

第八章 服 制

本校生徒ノ服制ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、正 帽

シ 製 式 丸 形

品 質 羅 紗

色 黒

第二十九条 前 章 真鑑製金色本校徽章 左図ノ如シ

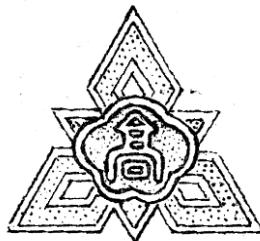
二、正

鉢 襟 色 品 製 服 橫

章 質 式 章

立襟背広形
黒又ハ濃紺
「ヘル」又ハ小倉織
真鍮製金色
文科ハ L 理科ハ S ノ文字ヲ
左襟三附ス
真鍮製金色
图形ニ本校ノ徽章ヲ附ス

白線三条（幅各々二分）



三、略

四、略

式 服 章 章 質 式 帽

普通形縁三寸高三寸
正帽三同シ
麥 薑
鉢巻、海老茶色布（幅一寸八分）
二分）二条入（間隔一分）



衣

五、靴 襟章及鉗	品色	品質	小倉織
六、脚 製品	色 式 質	質 式 伴 ^{マツ}	鼠霜降 正服ニ同シ
七、外 製品	色 式 質	革 卷脚伴 綿布又ハ「ヘル」 黒又ハ濃紺	短靴（編上ヶ及深護謨ヲ含ム） 革、ズツク、又ハ護謨
八、外 製品	色 式 質	マント（長膝下一寸以内） 羅紗（襟ニ毛皮、天鵝絨ヲ附スヘカラス） 黒（裏地亦同シ）	
九、組 長規 程			

- 第一条 各組二副組長各一名ヲ置ク
- 第二条 組長ハ當該組生徒ヲシテ定員三名ノ候補者ヲ互選セシメ其
中ニ就キ校長之ヲ命ス但シ第一学年ノ初二於テハ選舉に依ラス
組主任ニ於テ仮組長ヲ選定シ当分ノ間其ノ任ニ當ラシム
- 第三条 組長ノ任期ハ該学年間トス

第四条 組長ハ組主任ノ指揮ヲ受ケ左ノ任務ニ當ルモノトス

一、当該学級ノ風紀ニ注意スルコト

一、所屬教室内ノ秩序整頓及清潔ヲ保ツコト

一、其他学級ニ関スル諸般ノ要務

十 寄宿寮細則

第一条 寄宿寮ノ事務ヲ處理スル為メ生徒課ニ寮務係ヲ置ク

第二条 寄宿寮三入ルヘキ生徒ニシテ特別ノ事情ニ依リ通学セント

欲スル者又ハ在寮生徒ニシテ退寮セントスル者ハ其事情ヲ詳記シ

保証人連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ病氣ニ依リ通学セントスル者ハ

校医ヲシテ診断セシム

第三条 寄宿ニシテ疾病ニ罹ル者アルトキハ其症状ニ依リテハ病室

ニ入ラシメ或ハ保証人ニ通知シ外泊セシムルコトアルヘシ

第四条 各室人員ノ配当ハ生徒監之ヲ定ム

第五条 自修、食事、外出、帰舍其他ノ時限ハ生徒監之ヲ定ム

第六条 寄生病氣又ハ事故ノ為メ欠席セントスル者ハ予メ寮務係ニ

届出ツヘシ

第七条 外出、旅行、帰省ニ関シテハ左ノ手続ヲ經ヘシ

一、外出スル時ハ備付ノ姓名札ニ依リ其在否ヲ明ニスヘシ

一、外出ノ際門限時刻ニ遅ルヘキ事情アル者ハ予メ其事由ヲ届出

ツヘシ

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

財団法人九州歯科医学専門学校長 ドクトル、オブ
デンタル、サードヤリー

ル、オブ、
サードヤリー
國永正臣福岡
原田勝郎福岡

国語科主任

書
記

会計主任并物品会計官吏

高田喜十郎福岡

課長
事務分課
教務課
生徒課
果長

教頭教授 吉村友喜
（兼）書記 中山正喜
生徒監教授 山口重知
收受 小泊丑二

組主任

文科一年甲組
教授玉泉大泌

文和一年乙未

理科一年甲組

理科一年乙組

学科主任

英語科主任

卷三

漢文科主任

漢文系主任

教授 吉村友臺
教授 武藤長平
教授 白川精一
教授 米山國藏
教授 蔡

課長
庶務課

会計課

二 生徒出身校別表

第九 生徒

主任

書記 田邊常美
高田喜十郎

福岡										香川				徳島			和歌山		山口	
中 學	私 立	全 全	県 立	中 學	明 善	校	修 館	立	中 學	立	海 草	立	私 立							
西 南 學 院	豐 國	三 池	田 川	福 岡	嘉 穂	朝 倉	小 倉	八 女	筑	東	豊 津	亜 龜	丸 亀	徳 島	立	中 學	立	和 歌 山	立	鴻 城
	一	三	一	二	三	一	二	一	五	三	六	八	二	一	一	一	一	一	二	
三				○	七	五		一	二	二	二	六	二						一	
三	一	三	一	三	○	一	六	一	六	五	八	西	一	一	一	一	二	二	二	
	関	朝	台		鹿	児	島		熊			佐		大	福					
計					全	全	県 立	全	全	県 立	全	全	立	全	全	立	全	立	全	
					加	治	第 一	熊	天	濟 々	唐	鹿	佐	宇	中	大	筑	上		
	東	鮮	湾	木	内	鹿	児	島	本	草	津	島	賀	佐	津	分	岡			
三	○	一	五	一	一	二	一	一	一	一	二	一	二	二	三	一				
公				二				一	一		二		二	二	三					
100					一	七	二	一	二	一	二	一	三	二	二	六	一			

三生徒本籍別表

四生徒年齢表

大正十一年四月調

計	雜 費	文 具 料	下 宿 料	費 目	金 額	文科第二学年		最 高 年 齡	
						三 三 九	一 八 六	二 四 三	
乃至	乃至	乃至	乃至	食費、電灯料、等ニシテ当地ニテハ素人下宿ハ勿論營業者ト雖食費ト間代トヲ各別ニ徵収スルコトナシ	附 記	二 三 年	二 四 年	二 月 二	最 高 年 齡
○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	ノート、ペン、インク、筆紙墨代等		五 月	二	月 二	最 低
及日用品代	入浴料、理髪料、菓子代、郵便税、洗濯代					一 六 年	一 六 年	月 二	平 均

下宿料ハ最低金二十二、三円最高金二十七、八円ニシテ
普通金二十五円ナリ電灯料ハ之ヲ含有スル所ト否ラサル
所アリ此外ニ冬季ハ炭代ヲ要ス

費目	金額	記	附
授業料	金貳拾五円		
寄宿料	金拾五円		
校友会費	金拾五円		
諸会費	金拾五円		
計	金拾五円		
一一〇	一一〇	四月十一日ヨリ四月十七日迄 十月一日ヨリ十月七日迄	
○○○	○○○	四月十一日ヨリ四月十七日迄 十月一日ヨリ十月七日迄	
		四月十一日ヨリ四月十七日迄 十月一日ヨリ十月七日迄	
		翌年一月十日ヨリ一月十七日迄	

二、寄宿舍二入舎スル者ハ食費金十八円（一日金六十錢ノ割）

寄宿料金貳円（月額割） 舎生会費金壹円ヲ要シ本表下宿

料ヨリ貳円乃至六円ヲ減ス

三、前二項ノ下宿料又ハ舍費ハ物価ノ高低ニ依リ増減スルコ

四、理科ニアリテハ本表文具料ニ約壹円ヲ増スノ要アルヘシ
五、新聞雑誌代及疾病治療費其他臨時ノ費用ハ計上セス入金
生ニアリテハ本項ノ費用ハ大部分入舍生会費金中ニシテ
支弁スルヲ得ヘシ

(乙) 每学年所要ノ分 (教科書ヲ除ク)

正帽	夏服	正服	費目
五	七	一三 三四	金額
○○○	○○○	五○○	
			附記

備考 教科書ノ変更其他ノ事故ニ依リテハ本表ノ金額ヨリ増減スル

(丁) 在学三ヶ年中ニ所要ノ分

理 科	文 科	科 別
乙 甲	丙 乙 甲	類 別
		第 一 学 年
七 六 円	五 八 七	金 額

柔道稽古着 (上)	擊劍道具	製図用器具	入学科	脚絆	マント	靴	夏帽
七	一二	乃至二五五	三	一	三〇	乃至一六	乃至二一
○○○	五〇〇	○○○○○	○○○	五〇〇	○○○	○五〇〇○○	○五〇〇○○
志望者二限ル	志望者二限ル						

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

福岡高等学校教科用書目					
自大正十一年四月 至大正十二年三月					
国語	漢文	英文	英語	獨逸語	仮語
文科一年甲	林国文学選落葉物語抄(金港堂)	小倉山内共編 簡野道明補註論語集証 (明治書院) (校訂古文真実後集 (金澤市觀文堂)	New College Readings. (豪華房) Lamb: Tales From Shakespeare. Van Dyke: Fair Play & Democracy.(三省堂)	小島著 独逸語教本 (南山堂) Neue Märchen seit Grimm.(南山堂) 卷一 新選狼逸習字帖 (南山堂)	小島著 独逸語教本 (南山堂) Neue Märchen seit Grimm.(南山堂) 卷一 新選狼逸習字帖 (南山堂)
文科一年乙	同上	同上	Hameroff: Intellectual Life.	青木著 小独逸語教材 (南山堂) 金田著 改訂 独逸散文集 卷一(大日本國書) 新選狼逸習字帖 (南山堂) 卷一	曉星学校編 仮語初步 (二方社)
理科一年丙	吹田国文学類選雜纂篇(成美堂)	満川龜太郎 纂標孟子集註(金港堂)	Hawthorne: Twice-Told Tales. Van Dyke: Fair Play & Democracy.(三省堂)	小島著 独逸語教本 (南山堂) Neue Märchen seit Grimm.(南山堂) 卷一 新選狼逸習字帖 (南山堂)	小島著 独逸語教本 (南山堂) Neue Märchen seit Grimm.(南山堂) 卷一 新選狼逸習字帖 (南山堂)
理科一年甲	同上	同上	Hameroff: Intellectual Life.	青木著 小独逸語教材 (南山堂) 金田著 改訂 独逸散文集 卷一(大日本國書) 新選狼逸習字帖 (南山堂) 卷一	青木著 小独逸語教材 (南山堂) 金田著 改訂 独逸散文集 卷一(大日本國書) 新選狼逸習字帖 (南山堂) 卷一
理科一年乙	同上	同上			

附
錄

福岡高等学校校友会規則

第一章 総 則

第一条 本会ハ福岡高等学校校友会ト称ス

第二条 本会ハ本校教育ノ趣旨ト相俟チテ会員ノ交誼ヲ厚ウシ心身ヲ鍛練シテ善美ノ校風ヲ發揚スルヲ以テ目的トス

第三条 本会々員ヲ分チテ左ノ三種トス

一 特別会員 職 員

一 通常会員 生 徒

一 贊助会員 本校ノ卒業者又ハ本校ニ縁故アルモノニシテ会長ノ承認ヲ経タルモノ

第四条 本会ニ左ノ十一部ヲ設ク

一 文 芸 部

一 斧 論 部

一 剣 道 部

一 柔 道 部

一 弓 術 部

一 野 球 部

一 相 摂 部

一 庭 球 部

一 陸 上 競 技 部

一 水 泳 部

一 ボ ー ト 部

第五条 本会々員ハ各部ノ部員タルコトヲ得

第六条 本会各部ニ於テ部則ヲ規定スルトキハ会長ノ承認ヲ経ヘシ

第七条 本会ハ毎年一回本校記念日ニ運動会ヲ開催ス

第二章 役 員

第八条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 会 長 一 名

一 副 会 長 一 名

一 理 事 長 一 名

一 部 長 各部一名宛

一 事 務 員 二 名

一 総 務 二 名

一 理 事 各組一名宛

一 委 員 各部二名宛 但文芸部ハ五名陸上競技部ハ三名トス

第九条 本会々長ニハ学校長ヲ推戴ス

第十条 副会長、理事長、部長及事務員ハ特別会員中ヨリ会長之ヲ委嘱ス

第十二条 役員ノ任務ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 会 長 会務ヲ総裁ス

一 副 会 長 会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代理ス

一 理事長	本会ノ常務ヲ管理ス	第十七条 役員総会ニ於テ議決スヘキ事項凡ソ左ノ如シ
一部 長	各部ノ常務ヲ管理ス	一本会予算
一事務員	本会ノ会計及庶務三閥スル常務ヲ掌理ス	一本会規則ノ改正
一部 長	各部ノ常務ヲ管理ス	一本会規則ノ改正
一 総裁	全校生徒中ヨリ文科、理科各一名宛ヲ選挙シ各部ニ亘	一會長ニ於テ重要ト認ムル事項
一 理事	組長ヲ以テ之ヲ充テ理事長ヲ補佐シテ会務ニ従事ス但シ組長事故アルトキハ副組長ヲ以テ之ニ充ツ	一會員五十名以上ノ賛成ヲ以テ提出セラレタル事項
一 委員	各部員ノ互選ニ基キ会長之ヲ命シ部長ヲ補佐シテ所属部ノ常務ニ従事ス	第十八条 役員総会ノ決議ハ会長ノ認可ヲ経テ効力ヲ生スルモノトス
第十二条	委員ノ任期ハ一ヶ年トシ一月ヲ以テ其ノ始トス但シ重任ヲ妨ゲス	第十九条 役員総会ハ役員ノ全部ヲ召集スルモノトス但シ委員ノ投票權ハ各部二名ヲ限ル
第十三条	委員ノ選挙ハ前年九月中に之ヲ行フ	第二十条 予算ヲ議定スル会議ニ限り委員ハ次年度ノモノ之ニ当ル
第十四条	役員ハ二種以上ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限りニアラス	第二十一条 会長ハ特に必要ト認メタルトキハ役員以外ノ会員ヲ總会ニ列席セシムルコトアルヘン但シ票決ニ加ハルコトヲ得ス
第十五条	会員ハ役員ニ委嘱又ハ選挙セラレタルトキハ相当ノ事由アルニアラサレハ辞スルコトヲ得ス	第二十二条 役員総会ノ議長ハ会長之ニ当ル
第十六条	役員総会ハ毎年十一月会長之ヲ召集ス但シ会長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時ニ之ヲ召集スルコトアルヘシ	第二十三条 役員総会ハ總員ノ三分ノニ以上出席スルニニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス
第三章 役員総会		第二十四条 役員総会ノ議決ハ過半数ヲ以テ之ヲ定ム可否同数ナルトキハ議長ノ決スルトコロニヨル但シ本会規則ノ改正ハ出席役員ノ三分ノニ以上ノ多數ニヨルニアラサレハ議決スルコトヲ得ス
第四章 会計		第二十五条 本会ノ会計年度ハ毎年一月一日始リ十二月三十一日ヲ以テ終ル

第二十六条 本会ノ歳入ハ会費、預金利子、前年度繰越金及寄附金トス

第二十七条 特別会員ハ会費トシテ相当ノ金額ヲ寄附ス
通常会員ハ会費トシテ年額金拾五円ヲ毎期授業料ト同時ニ納附ス

ルモノトス

第一期 八 円

第二期 七 円

第二十八条 既納ノ会費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返附セス

第二十九条 休学者ノ会費ハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

第三十条 会員ハ会費ノ外本会員又ハ其ノ他ニ対シ一切寄附ヲ求ム

ルコトヲ得ス

寄附ヲ申出ツルモノアルトキハ会長其諾否ヲ決ス

第三十一条 収入金ハ会長ノ名義ヲ以テ信用アル銀行ノ預金トシテ
之ヲ保管ス

第三十二条 本会ノ予算ハ歳入ヲ以テ之ニ充テ左ノ四款ニ分ツ

一、各部費
二、理事費
三、積立金
四、予備費

第三十三条 每年歳入ノ十分ノ一ヲ基本金トシテ積立ツヘキモノト

ス

第三十四条 基本金ハ之ヲ経常費ニ流用スルコトヲ得ス

基本金ハ役員総会ノ決議ヲ経ルニアラサレハ臨時費ニ使用スルコトヲ得ス

第三十五条 予備費ハ歳入金額ノ百分ノ五乃至百分ノ十トス

予備費ハ避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補ヒ又ハ予算外ニ生シタル

必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第三十六条 収入支出予算概算書ハ之ヲ経常及臨時ノ二種ニ分子各

部次年度委員ヨリ毎年十月末日迄ニ理事長ニ提出スヘシ

第三十七条 理事長及理事ハ予算案ヲ審査シ会長ノ認可ヲ得ヘキモノトス

第三十八条 予算ノ議定ハ毎年十一月ノ總会ニ於テ之ヲ決ス但シ臨

時緊急ノ必要アル場合ハ役員総会ニ於テ臨時予算ヲ決定スルコトアルヘシ

第三十九条 物件ヲ購入又ハ修繕セントスルトキハ理事又ハ各部委

員ハ所定ノ請求簿ニ品目、数量、概算価格、供給者又ハ請負者其

ノ他必要ノ事項ヲ記入シ理事長又ハ當該部長ノ検印ヲ得テ事務員

ニ差出スモノトス

事務員ハ前項ノ請求簿ヲ接受スルトキハ直ニ購入又ハ修繕ノ手続

ヲナシ請求簿ニ価格及予算残額等ヲ記入シタル上物件ト共ニ請求

者ニ交付スヘシ

第四十条 他地方ニ出張ノ上支払ヲ要スル費用ハ前条第二項ニ拘ラ

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

ス理事又ハ各部委員二対シ概算払ヲナスコトヲ得但シ此場合ハ事務員ハ理事又ハ各部委員二対シ受領者ノ領收証ヲ徵スヘシ

前項ニ閱スル他ノ手続ハ前条ノ規定ニ準ス

第四十一条 予備費ヲ以テ補充又ハ支弁スヘキ費途ハ会長之ヲ決ス

第四十二条 理事長ハ各部ノ提出スル決算書ヲ審査シテ總決算報告書ヲ調製シ翌年度ノ始ニ於テ之ヲ公表スヘシ

第四十三条 会長ハ各年度末ニ於テ事務員二対シテハ若干金額ノ報酬ヲナスコトアルヘシ

附 則

第一条 本規則ハ本学年ヨリ之ヲ施行ス

第二条 本則第四条ノ各部ハ本会諸般ノ事情ヲ顧慮シ左ノ順序ヲ以テ漸次其設置ヲ完成スルモノトス

剣道部

柔道部

野球部

陸上競技部

文芸部

弁論部

相撲部

水泳部
ボート部

第三条 役員ハ本年度ニ限り六月中ニ之ヲ選任シ明年十二月末日迄其任ニ在ルモノトス

第四条 通常会員ハ当分ノ内会費三ヶ年分ヲ入学当初ノ学年中ニ於テ左ノ如ク分納スヘシ

四月十一日ヨリ四月十七日迄

十月一日ヨリ十月七日迄

翌年一月十日ヨリ一月十七日迄

入学当初ノ学年ニ於テ休学シ会費ヲ納メサルモノニ対シテハ次学年ニ於テ前項ニ従ヒ之ヲ徵収ス

第五条 在学四ヶ年以上三亘リタルモノニ対シテハ前条ノ外会費年額ヲ追徴ス

第六条 本年度ノ予算ハ役員選任後遲滞ナク之ヲ決行ス

福岡高等学校々友会役員

会長副会長

校長

理事事長生徒監

教授

副理長講師

教授

柔道部長

教授

野球部長

教授

秋吉音治
山村友喜
大島重知
柏川驍

小丑二
柏精一

全	全	全	文	藝	部	委	員	陸	上	競	技	部	長								
全	全	全	文	藝	部	委	員	陸	上	競	技	部	長								
全	全	全	文	藝	部	委	員	陸	上	競	技	部	長								
全	全	全	文	藝	部	委	員	陸	上	競	技	部	長								
文	文	文	文	文	文	理	文	文	文	理	文	理	文	教授							
乙	丙	甲	甲	甲	乙	甲	甲	甲	甲	甲	乙	甲	乙	教授							
鶴	海	真	德	永	中	進	齊	小	池	和	青	白	吉	武	佐	山	不	破	美	太	郎
田	路	隅	興	一	村	藤	原	城	田	田	木	土	松	倉	藤	口	重	知	人	郎	
千	應	伴	一	郎	俊	三	武	五	寛	新	猛	壽	梁	田	興	人	平	二	郎		
年	路	雄	郎	一	郎	郎	幸	郎	一	夫	朝	朝	次	郎	人	郎	郎	郎	郎		

文二丙	文二乙	文一丙	文一乙	文一丙	文一乙	文一丙	文一乙	文一乙	文一丙
熊手	岩五郎	吉八郎	亨	亨	亨	亨	亨	亨	亨
萩島	五郎	吉八郎	常喜						
各組長ヲ以テ充ツ	中	山	田邊	田邊	田邊	書記	書記	員事務	全理全事務
亨	亨	亨	亨	亨	亨	文二丙	文二丙	部事員	全弁全論

(表紙) 二六一 大正十四年度福岡高等学校年報

大正十四年度福岡高等学校年報

大正十四年度福岡高等学校年報取調条項

甲
款

一、概況

別入学規定ニ依リ聽講生トシテ文科二台灣人式名、理科ニ中華

民国人武名計百七拾八名ノ入学ヲ許可セリ同九日入学式ヲ舉行シ翌日ヨリ授業ヲ開始セリ

大正十二年四月一日外国人特別入学規定ニ依リ聽講生トシテ文科二入学ヲ許可セシ台灣人參名ハ爾來學業成績良好ニテ正科生ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト認メ大正十四年十一月十日正科生ニ編入セリ

本校創設後滿三箇年ヲ経過シ諸般ノ設備着々完成ニ近ヅキ校運順調ニ発達シアリ

一、規程

本校學則中改正セラレタルモノ左ノ如シ

第二十二条ヲ第二十一条第二項トシ新ニ左ノ一條ヲ設ク

第二十二条 入学ノ許可ヲ受ケタル者ニ対シテハ宣誓ヲナサシム

前項ノ宣誓ヲ拒ミタル者ニ対シテハ入学ノ許可ヲ取消ス

第二十三条中「入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ」ヲ「前条ノ宣誓ヲ了シタル者ハ」ニ改ム

同条但書中「前項ノ」ヲ「此ノ」ニ改メタルハ「前項ノ

附則

本改正學則ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス

改正理由

一、第二十二条ヲ第二十一条第二項トシタルハ新ニ第二十二条

ヲ設クル為メ性質類似ノ二箇条ヲ併合シタルモノナリ

一、第二十二条新設ノ理由ハ今後ノ入学生ニ對シテハ思想取締

ニ一層困難ヲ覺ユルニ付予メ本校教育方針ヲ示シテ入学後ハ之ヲ遵守スベキコトヲ宣誓セシメムトスルニアリ

一、第二十三条中「入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ」ヲ「前条ノ宣誓ヲ了シタル者ハ」ニ改メタルハ新ニ第二十二条ヲ制定シタル結果其ノ必要ヲ生ジタルニ由ル

一、同条但書中「前項ノ」ヲ「此ノ」ニ改メタルハ「前項ノ

ナル字句ガ不合理ナリト認メタルニ付此ノ際訂正セムトスルニアリ

一、設備

一、予定ノ工事ハ完了セシモ実際ニ於テ教授上執務上教室及事務室ノ狭隘ヲ感ス仍チ昨年度來施設上緊要ト認ムル別記問題ニツキ本省ニ対シ切実ニ要求シツゝアリ

一、經費不足ノ為メ未ダ図書器機標本器具等ノ須要ニ對スル充実ヲ欠クハ遺憾ナリ

一、本年度ニ於テ購入セシ図書費ハ五千二百拾六円ニシテ機械費六千四百四拾六円標本費七百七拾五円ナリ

一、職員

官制定員	校長	教授	助教授	書記
現大正十四年度未員	一	三〇	四	六
欠員	一	二九	一	五

備考

欠員、教授老名、助教授参名アレドモ適任者得難キヲ以テ講師中ヨリ授業ヲ担当セシメ書記壱名ハ職員中ヨリ事務ヲ掌握セシメタリ

大正十四年度ニ於ケル教官ノ出張左ノ如シ

広島市へ三日間

教授 横田豊太郎

佐賀高等学校へ壹日間

教授 岩口 石藏

全
第六、第三、姫路、熊本、

教授 米山 國藏

佐賀ノ各高等学校へ七日間

教授 岩口 石藏

第六、大阪、第三、第八、松江

教授 本多 顯彰

山口ノ各高等学校へ七日間

教授 山崎 光夫

県下宗像郡神輿村へ壹日間

教授 玉泉 大梁

第七高等学校造士館へ參日間

教授 石藏

全
佐賀高等学校へ壹日間
講師 松岡金太郎
教授 宮崎 晴美

久留米市へ壹日間

講師 松岡金太郎
教授 岡田 騞

山口、松江、大阪

教授 岡田 騞

各高等学校へ七日間

教授 岡田 騞

各高等学校へ四日間

教授 岡田 騞

第一、浦和高等学校へ拾日間

教授 岡田 騞

東京市へ拾日間

教授 岡田 騞

門司市へ武日間

教授 岡田 騞

東京市へ七日間

教授 岡田 騞

東京市へ八日間

教授 岡田 騞

佐賀県唐津中学校へ壹日間

教授 岩口 石藏

佐賀県下嘉穂郡飯塚町へ參日間

教授 岩口 石藏

第五高等学校へ武日間

教授 岩口 石藏

山口県下関中学校へ壹日間

教授 岩口 石藏

県下小倉師範学校へ武日間

教授 岩口 石藏

山口高等学校へ武日間

教授 加川 満喜

佐賀高等学校へ武日間

教授 松岡金太郎

一、生徒

(イ) 操行

生徒ノ操行ハ概シテ善良ニシテ能ク勤勉ナルモ左記ノ処罰者

右ハ大正十四年十一月二十九日ニ処分セルモノト同一ノ理
由ニ依ルモノニシテ情状輕微ナル為メ當時不問ニ附セシモ
後、処罰ヲ要スル点ヲ発見セルモノナリ

ヲ出シタルハ頗ル遺憾トスルトコロナリ

大正十四年十一月二十九日処分

本校学則第三十九条ニ依リ退学ヲ命ジタル者

文科三年甲類	武名
文科二年甲類	四名
計	六名

本校学則第四十七条ニ依リ無期停学ヲ命ジタル者

文科三年丙類	壱名	(大正十四年十二月十四日解除)
文科二年乙類	壱名	(大正十四年十二月十四日解除)
文科二年丙類	壱名	(大正十四年十二月十五日解除)
文科二年甲類	壱名	(大正十五年一月十二日解除)
文科二年乙類	壱名	(大正十五年一月十二日解除)
文科一年乙類	壱名	(大正十五年一月十三日解除)

(ロ) 学力

概シテ勤勉ナルヲ以テ良好ノ成績ナレ共學力不十分等ニテ原
級ニ留メシモノヲ生ゼシハ遺憾ナリ

戒飭	大正十五年一月十四日处分

右ハ思想取締ニ関スル告示ヲ遵守セズ本校生徒タル本分ニ
悖リタル行為アリタルニ依ル

戒飭 壱名

同四年修了見込者	同四年修了者	同卒業見込者	中学校卒業者	
理科 文科 二三五七 四五二	理科 文科 二二二 四四	理科 文科 二五五 三七三	理科 文科 二二八 二七八	入学志願者
理科 文科 二三四八 四一二	理科 文科 一六八 三四	理科 文科 一八〇九 三一九	理科 文科 一四三 二三六	受験者

(八) 入学者三係ル学歴別

計	多日欠席者度欠數課	休学者	不学十分ノ者力	事項類年		科
				甲	乙	
一〇		五	五	乙		
				丙		
一〇		五	五	計		
八	二	一	五	甲		
				乙		
				丙		
八	二	一	五	計		
				甲		
				乙		
一		一		丙		
一		一		計		
一九	二	七	一〇	合計		
				甲		
五	一	一	三	乙		
五	一	一	三	計		
五		一	四	甲		
四		一	三	乙		
九		二	七	計		
二	一		一	甲		
一			一	乙		
三	一		二	計		
一七	二	三	一二	合計		
三六	四		一〇	累計		

死 亡	事 項 類 年 科			
	甲	乙	丙	計
	第一学年			
	第二学年			
	第三学年			
	合計			
二	甲	乙	丙	計
二	第一学年			
二	第二学年			
一	第三学年			
一	合計			
三	累計			
五				

(ホ) 半途退学者ニ関スル事由別

科別	事項	備考	
		△印ハ台灣人ナリ	×印ハ中華民国人ナリ
理科	文科	最高	(二) 入学者ニ係ル年齢別
	二〇年 二箇月	二三年 四箇月	
	一五年 一〇箇月	一五年 八箇月	
	一七年 八箇月	一七年 六箇月	平均

計	第学四十条制	第学三十九条制	家事都合	病気
二			二	
二			二	
三			一	二
七			五	二
三		二	一	
四		一		二
七		三	一	二
二		二		
一				
三		二		
一七		五	六	四
四	一		一	
二		二		
六	一	二	一	
一			一	
二			一	
三			二	
三			一	二
三			一	二
一二〇				
一二〇				
二九	一	七	一〇	六

(一) 寄宿生徒ニ関スル状況

寄宿寮生徒数	大正十四年度始
	一二〇

在寮生ハ一般ニ佳良ナリト認ム自炊制度ヲ実施シ規約等ハ委員ニテ決議シ次第ニ自治的生活ノ向上ヲ促進ス

(ト) 生徒ノ健康ニ関スル状況
四月ノ体格検査ニ於ケル發育状況ハ左表ノ通りニテ非常ニ良好ナリ

一、将来施設上緊要ト認ムル件
 (イ) 通学生ニ式名ノ腸窒扶斯患者ヲ出シ内壱名ハ死亡他ハ回復シタリ其他ハ一般ニ良好ナリト認ム
 (ロ) 門衛詰所建設ノ必要ヲ認ム
 (ハ) 校長室増築ノ必要ヲ認ム
 (二) 外人官舎増築ノ必要ヲ認ム
 (ホ) 体操器具納庫建設ノ必要ヲ認ム

科別	文科	理科	計
甲	一五九	一一九	二七八
乙	一一〇	七四	一八四
丙	四四	三六	八〇
計	三一三	二三一九	五四二

大正十四年度 福岡高等学校 年報 甲号表

一、教官及事務官表

任判	任 奏						待遇	勅 任		任 勅		種 別
	二級俸 合 計	七 等	六 等	五 等	四 等	三 等		三 等 教 授	合 計 教 授	二 等 校 長	合 計 教 授	
助 教 授		教 授	教 授	教 授	教 授	教 授						
一	二八	六	八	△ 一五	四	△ 一三	一	一			人員	教官
一、六二〇	六〇、 六二〇	一一、 〇〇	一五、 四〇〇	一〇、 〇八〇	一二、 六〇〇	九、 二四〇〇	三、 一〇〇	三、 一〇〇			年俸給	
									一	一	人員	事務官
									四、 五〇〇		年俸給	
											華族	族籍別人員
	六	一			二	三					士族	
一	二三	五	八	六	二	一	一	一	一	一	平民	
一	二八	六	八	六	四	四	一	一	一	一	計	備考
				△印 八在外研究中ノ者		△印 八在外研究中ノ者						

教員雇		三、雇員及庸人員	種別	種別	人 員	報 酬 年 額	任判									
ナ シ	人 員						八級俸	六級俸	五級俸	三級俸						
							合計	書記	書記	書記						
							三〇	一								
							六五、三四〇	一、六二〇								
							六	五	二	一	一					
							九、二二〇	四、六二〇	一、三三〇	九〇〇	一、三八〇					
							八	二		一	一					
	月俸額						二八	四	二							
							三六	六	二	一	一					
備考							△印ハ無報酬 ×印ハ大正十五年三月三十日付退職									

四、休職員表
当該事項ナシ

				事務雇			教務雇		
総計	計	小使	給仕	計	月俸三十円未満ノ者	月俸三十円以上ノ者	計	月俸三十円未満ノ者	月俸三十円以上ノ者
二四	一三	一〇	三	八	二	一一四	△×	三	一
七六一	三五〇	三〇二	四八	三〇一	四〇	一三四九〇〇一	△×	一一〇	一一〇
							△印印八大正十五年三月三十一日付退職		

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

五、雇外国人表

國名	氏名	受持学科	俸給年額
仏蘭西國	△エウジエーン、クロードミル、デヨリー	仏蘭西語	二、五〇〇
北亞米利加合衆國	トオーマス、フレデイツク、フォーセット	英語	五、一〇〇
独逸國	ハインリヒ、ラインチエス	独逸語	一一、七〇〇
總計	三 人		

備考

△印ハ嘱託講師ナリ

大正十四年度 福岡高等学校 年報 乙号表
一、生徒表

文科		種別		生徒	入学	卒業	退学	死亡
乙類	甲類	第一学年	第二学年					
三七	△三八	△一	△二					
三七		三五	三五					
三二	△三五	△二	△二					
一〇六	△一〇八	△一〇八	△一〇八	計				
一一〇	△四二九	△二一	△二一	入学志願者	入学者			
三五	△三七	△一七	△一七					
三一	△三五	△二五	△二五					
五	七							
二								

				種別		文科卒業者
九州帝国大学入学	京都帝国大学入学	東京帝国大学入学		甲類	乙類	
一三	△二六	一七	甲類			
八	八	一四	乙類			
八	△一九	一〇	丙類			
二八	二六	四一	計			
一六	四	九	甲類			
二四		四	乙類			
四〇	四	一三	計			
六八	三〇	五四	合計			

備考

△印ハ台灣人聽講生、×印ハ中華民国人聽講生ナリ

但第三学年及卒業者表中ノ△印ハ台灣人ナレドモ正科生ニ編入セリ（概況参照）

合計	理科			文科	
	計	乙類	甲類	計	丙類
一九二	七八	四〇	×二三六	一二四	△三一七
一八五	七四	三五	三九	一一一	三九
一六七	六九	三五	三四	九八	△二一八
五四四	二三二	一一〇	×一〇九	三三三	△一〇二四
一、一五七	五一二	二八九	×二三〇	六三六	△八一五
一七八	六八	三二	×三五	一一〇	△三六
一六四	六六	三四	三三	九八	△二一八
二四	九	三	六	一五	三
五	三	一	二	二	一

二、第二 土地表
当該事項ナシ

総計	位 置	備考	岡山医科大学入学	長崎医科大学入学	東京慈恵会医科大学入学	未定
	福岡市鳥飼字大坪	△印ハ台灣人ナリ				
	敷 地	所 用 名				
二、一一坪	二、一一坪	坪 数				
八四、六七九円	八四、六七九円	価 格				
			三七			
			三七	一	一	
			二九	一		
			九八	二	一	
			三一	三		
			三四	一		四 一
			六六	四		四 一
			一六四	六	一	四 一

雨天体操場	蓄電池室	生徒集会所	生徒控所	便所	書庫	寄宿舎	図書閲覧室	倉庫及物置	講堂	教場	事務所	種別		
												二階	木造	
						四一四				一七五	六〇坪			
一一〇	二〇	七〇	八三	二六		七四五	七〇	一〇三	一三四	九〇九	二三〇坪	平家	二階	
													土蔵造	
													平家	
													二階	
													煉瓦造	
													平家	
													二階	
													石造	
													平家	
													鉄筋コンクリート	
						二五						坪	二階	
						二五						坪	平家	
一一一、〇三四	四、七九二	一二、一六八	一二、四六〇		六、三七七	一七四、二二八	一六、五一七	一三、一〇一	四七、八一二	二六二、六六六	円	二六二、六六六	円	建築費
一一三、〇三四	四、七九二	一二、一六八	一二、四六〇		六、三七七	一七四、二二八	一六、五一七	一三、一〇一	四七、八一二	二六二、六六六	円	二六二、六六六	円	価格

総 計	渡 廊 下	玄 関	官 舎	温 室
六八五			三六	
二、九〇三	一八〇	一四	一九四	五
二五				
二七	二			
六四九、 三三九	二三一、 一五一	三、 六六一	三六、 四〇三	二、 六八七
六四九、 三三九	二三一、 一五一	三、 六六一	三六、 四〇二	二、 六八七

第一二節 学生生活と学而寮

二六二 ストーム禁止の声明書

告 グ

本寮に於ては、ストーム及び之に類する行為は絶対に行はざる事に役員総会に於て決議し、是を堅く実施し来れり、此の間の消息は屢々生徒主事より訓話したるにも拘らず、最近、往々此の禁を犯す者あり。ここに至つては寮生自治の面目上誠に遺憾とする所なり。

爾後左の諸項を厳守し善美なる寮風の發揚に一層の努力を求む。

一、ストームを厳守し善美なる寮風の發揚に一層の努力を求む。
一、ストームに類するが如き、数人会合して大声放歌し、あるいは廊下を練るが如き事を禁ず。

一、一室に数多集合して、高声談論放歌高吟する等、苟も他處の勉強安眠を妨害する事あるべからず。

以上各項を犯すものは寮生自治の破壊者と認め退寮せしむ。

昭和六年四月二十八日

生徒主事

総代一同

〔福岡高等学校學而寮史〕

「乱舞」の思ひ出

井上数雄

二六三 「乱舞」の思ひ出

〔福岡高等学校同窓会報〕第一〇号

一九三四（昭和九）年六月

もう八年前のことになる。第一回と第二回の卒業生を送り出した寮はやうやく落ちつきかけてゐた。當時、代々の總代の頭を悩ました頃、よくやる歓迎「ストーム」に就ての対策である。二つの意見があつたやうに思ふ。一方所謂高等学校らしい自治を云々する連中は、そんなものやりたいまゝにやらしておくがいいといふし、他方、在來の高校の旧弊を今更ら真似る必要がどこにあるかといふ連中はそんなもの禁じてしまへといふ。ところが實際にやつてみると、何になるのかわからぬ。やつた連中は過労と睡眠不足とで翌日はへたばつてしまふ。やられた連中は安眠を妨害されて癪にさわる。水をかけ合ふついでに喧嘩になる。硝子と廊下の板を破る位のことはきつとあるのであまりに犠牲が大き過ぎるし、あまりに馬鹿げてもゐる。第一「ストーム」なんて、名からして野暮くさい。明治の初年頃、一高で気まぐれに誰かがつけたことゝすれば、それをやらないくては高校生活の眞髓に触れないかの如く考へることが気がしない。勿論我等は若人であるから元氣もあり、意氣もある。これを

小さい六畳の一室に閉ぢこめておくにはあまりに沸騰してゐる。燃えている。然し、「ストーム」をやらなくてもよい。我等は福高として、独特のものを作るべきだ。我等のアイゲンのものを我等の誇りを、創るべきだ。これが我々六人の総代会の頭を支配した意見であり、引いては当時の寮生の大部分の持つてゐた希望であつたと思ふ。「ストーム」に代るべき何物かほし。

話は急に進んで一つやつてみやうといふことになつた。私は、色々考へて：「乱舞」：實にいゝ、聞いただけでも若人らしい血が踊る。所は、方法は、運動場の真中でやうか：なんて初めは考へたがそんなどころはけち臭い、遠く出かけやう、いくら跳ねても、いくら怒鳴つても何らこだわることのない大空の下で、隣に気兼ねするとの入らない野に出でゝ。而かも玄海の波の音をきゝつゝ、ついでに綱引きでもやつたらといふことになつて詮考の極、志賀島に決定した。

総代の幾人かゞ実地視察と漁夫へ前交渉に出かけた。寮生の為めに船の予約もやつておかなくてはならない。新入生の歓迎の意を主としてであつたから、四月の末か、五月の初めであつたと思ふが何日であつたかはつきり記憶しない。土曜の午後から出かけて日曜迄やる、然し総代の一部と小使は土曜の朝から出かけて、現場に天幕を数個円形に放射状に張つた。波打際に近く、浜の白砂の上に、当人は風が相当強く吹いてゐたので僕等の四五人の力では仲々天幕が

うまく立たない。幾回か吹き倒はされて、とう／＼一同はへたばつてしまつた。寮生の船もその内に到着する、早く張つておかねばならない、随分困つて氣を揉みながら午後になつて風が少しやはらいだのを見てやつと張り上げた。それから附近の部落から薪を買集めて荷車で運ばして天幕の円座の中心に積みあげた。夜具のことなどどの程度に整へたのか今は記憶にない。万端の準備をやつてゐるところに、寮生を満載した船が到着した。夕暮れ近く寮生一同は天幕の内外に溢れた。その日の夕食はどこでどうして済したのかその辺の記憶も確かではない。いよ／＼夜となつて本格的の「乱舞」の催が始まつたわけだ。山と積みあげた薪は盛んに燃え上つてゐる。そのままわりに踊り狂ふ若人の群、右手に酒徳利を左手は友の肩に、「あゝ血燃ゆる狂乱の…」薪が一段と燃えさかれば若人の顔は真赤に輝る、狂乱の姿は投影されて遠く玄海の波濤に碎くる、歌ひ、舞ひ、而して飲む。何たる痛快事であらう。若人の氣は荒海を覆ひ六合に亘る、人生の憂ひも、俗人の不平もない、唯狂乱あるのみである。玉杯を傾けるなんてなまぬるい、徳利をかざして乱れ舞ふ。友と肩を組んで踊る、力余つて走り飛ぶ。声は嗄れても、咽は破れて、意氣で歌ひ、血で叫ぶ。あゝこの一と時の思出は今もなほ脳裏に若々と生きてゐる。思ひ出すだけでも愉快でたまらない。八年の星霜を経てもちつとも忘れない思出の泉である。百名に余る若人は、力のあらん限り歌ひ、足の耐ゆるかぎり舞ふて、「乱舞」の夜は更け

た。燃え残る薪のみはなほ幾時間か余燼の煙を立てゝゐた。

部落の鶏が東天紅を告ぐる頃、天幕の一人、二人が眼をさました。すでに夜は明けそめてゐる、見れば天幕の中に、外に疲れ果てて三々五々深き睡りを続けてゐる。右手に、左手に酒杯を握りしめたまゝ、徳利を枕のまゝ。

博多湾の朝は実に静かである。やがて朝の浜辺に立つて大空を踏み張つて深呼吸を初めてゐるものもある。ゆうべの狂乱に比し今朝は又何んたる静けさであらうか。自分も起き出でて渚に近く、心ゆくまで澄切つた空気を吸ふてみた。一同起き揃ふた頃、予定のコ一

スとして、すぐ近くの浜で網引きをやつた。「いか」やら「黒鯛」など引き上げて予測以上の収穫があつた。特に大きい「水いか」が十数尾一度に漁れたときは実にうれしかつた。兼ねて、漁夫の家族に頼んで準備してあつたので、とれた魚を大至急に料理した。飯も炊いてもらつた。朝の食事は一同白砂の上でやつた。紺碧の大空を仰いで、乙女のやうな嬉しさを感じながら。さつき迄生々と跳ねてゐた魚である。漁夫の下手な料理であるが實に美味しかつた。これも今に忘れられないその日の印象の一つである。

こうして第一回の「乱舞」はまことに愉快に終つた。まさに福岡を去らんとしてゐる僕等の頭にも、その年入学した、新入生の頭にもフレツシユな若さにふさわしい、「乱舞」であつたと皆よろこんだ。その後自分は九大（医学部）に入つて高校の生活とは、特に寮生

活とは全く異つた大学生の生活を続けると共に母校であるが福高とは段々縁遠くなつてしまつた。そして大学を卒業して益々御無沙汰の度がひどくなつてゆくのは残念なことである。「乱舞」も其の後勿論どうなつたのやら、知るよしもなかつた。時に思ひ出すことがあつても尋ねる機会もなく過ぎてゐた。然るに最近その「乱舞」がなほ続けられてゐるといふことを聞いて、感慨に堪えない、而かも福高の寮の年中行事の一つとなつてその後代々続けられてゐるといふことを聞かされて、実になつかしく感じられる。（昭九、五、三二）

二六四 福高対佐高第一回野球大試合

（『福岡日日新聞』一九二四（大正一三）年七月一六日）

福高対佐高第一回野球大試合

福岡の応援隊一千名繰込む

太鼓の砲列を布て対陣

◇新鋭の意気に燃ゆる福岡佐賀両高等学校最初の対校大野球戦は夏雲薄曇りて快風吹く絶好の野球日和なる十五日午後二時を期して佐賀市十五畷の佐高グラウンドで開始される事となつた。此より先午前九時十分博多を発した福高応援団を乗せた臨時列車が十時五十分佐賀駅に着くや、学生市民を含した一千名の応援団は手に赤旗を打ち振り応援歌を高唱しつゝ、雪崩を打つて駅前を練出し追山気分で祝ひ目出度を高唱し劈頭先づ敵を威圧するの概を示し、予て用

意せる二十畳と云ふ大赤旗に幾十旒の校章染抜の大旗を東風に

◇靡かせ、長谷寺から持出した直径三尺五寸に余る名高い大太鼓を先頭に大小二十余個の太鼓を荷車に積、応援団長及リーダーは之に打跨つて繋々打鳴らして先登に進み、団員は一齊に応援歌を唱へ

つゝ唐人町通りを南に練りて一大示威運動を試み、松原神社境内に

休憩昼食を喫し、更に同社南側より北濠端西濠端を経て午後一時當

日の大試合場なる佐高グラウンドに乘込み、赤字に白く校章を染た大小幾十旒の長旗を其後方に林立せしめ、

◇太鼓を前に砲列を敷ひて所定の三塁側に陣取れば、佐高側は一塁側に位置して白字に黒く校章を染抜いた六十丈の大長旗を空高く掲げ、稍小型の長旗二十幾旒を列立し、白旗翻る下には太鼓幾十の砲列を敷いて相対し、午後零時三十分には早くも佐高選手の凜々しいユニホーム姿が西門に現はれ野球部長高教授に導かれて入場し、全校の応援団は手に手に小旗を翳し応援歌を高唱しつつ此に続き、一塁側所定の応援席に着するや釜瀬応援団長からメカホンを以て激励演説をなし、直に

◇練習を始めた佐高選手に旺んな応援を飛ばせ始方福高選手は同一時

自動車で東通用門から入場し、佐高応援団は之に対しフレー／＼の

声援を浴びせ襟度を見せ、同一時半に至れば福岡応援団は繋々たる

鼓声を轟かせ、高く担がれた太鼓に馬乗に跨り赤シャツに赤鉢巻のリーダーが打振る采配に和して東側道路を練りに練り、勇ましく所定

の三塁側応援席に陣取り、佐高と入替はりに練習に入つた福高選手に福岡一流の応援を浴びせた。折柄さすがに広きグラウンドも遠く外野まで十重二十重と人垣を築いて其数幾万に達し、試合開始を今や遅しと待構へ、実に九州空前の人気を呼んだ。

烈風中の始球式

生駒佐高長ルール決定

斯くする内に午後一時半頃から薄曇りの好野球日和であつた天候は東北の烈風を起して来賓席の天幕は引裂かれ、応援旗の旗棹は弓の如く折り曲げられ、長旗は横一文字に吹付けられる有様で、グラウンドは砂塵を吹巻き將に戦雲急に迫り物騒な光景と変じ、応援団席からは奏藁帽が一切ならず吹飛ばされて場内を転げ廻る中を、懷中物御用心と書いた板片れを佐高の警備学生が頭上高く掲げて聴衆の中を一巡する等用意は至れり尽せりであつた。二時半富安大谷両審判員を挟んで入場式を行ひ、福岡佐高、池田福高キヤブテンによりグラウンドルールを決定し、佐高軍守備に就きて始球式は生駒佐高校長フレートに起ち秋吉福高校長捕手としてニューボール投げられた。

〔註〕原本句読点なし。

第三節 福岡高等学校の学生運動

二六五 福高学生間に巣喰ふた左傾思想

(『福岡日日新聞』一九二五(大正一四)年一一月二九日)

福高学生間に巣喰ふた左傾思想

研究の範囲を脱するものとて

十名の犠牲者を出さん

本月十八日問題の佐野學氏が突如來福して市外箱崎公会堂で昼夜二回に亘り『左傾労働組合に就て』及び『無産政党に就て』講演したが、同日の会衆中には九大法文学部学生、福高及び七高生徒等もあつたが、警察側では主義者の集合と認めて警戒に努めたらしいが、越えて同廿一日法学博士蜷川新氏が来福して福岡高等学校講堂で同校全生徒に対し『外交と思想』と題し最近世界各国の思想が民族主義に傾けることを講演したのに對し、同校生徒の一部から劇的に反対を表明する質問を要求する者が出て、職員其他をして同校の一部に著しい左傾思想者のあることを思はせたが、仄聞する處によると

昨年十二月一日文部省が例の社会科学研究会と名づくる各高等学校の思想團体の解散を命じた時、同校では厳かに生徒を戒飾すると共に父兄を召集して之を嚴達した事実があるが、一部生徒の熱心な者は東京方面の主義者と氣脈を通じて一般生徒に宣伝し、又朝鮮水害義捐金を募つて之を無産者青年同盟、共產運動者等に托して発送し

やうとした事もあり、校友会誌を之が宣伝用とせんと試みた者もあるさうで、学校側では之は思想問題研究の範囲を脱して外部に於る思想團体の延長として学校内の赤化を計る傾きあるものと認め色々と改善の工夫を凝らしたらしが、前記両種の講演で爆發し、之に伴ひ他の穩健な生徒に對し暴力的圧迫の傾きもある上、此等左傾者中には操行上の批難ある者もあると云ふ理由で断然たる方針を執り、十名内外の犠牲者を出す模様である。こんな雲行に關聯してか廿八日午後の福高門前は学生連が頻りに来往し又会合して居る模様で何となく不穏な形勢を示し、問題が問題だけに多少の波瀾は免れないであらうと見られて居る。

[註] 原本句読点なし。

二六六 福高断乎として左傾学生処分

(『福岡日日新聞』一九二五(大正一四)年一一月三〇日)

福高断乎として左傾学生処分

四名退校六名停学

吉村同校教頭は語る

福岡高等学校では予て左傾思想を抱懷し昨年末岡田文相の各高等学校の社会科学研究会解散命令あつた後も竊に東京方面の主義者と氣脈を通じ一般生徒に宣伝を試みんとする一派の生徒あり、偶遇日の佐野學氏の左傾思想講習会と蜷川法学博士の講演に対する野次に依

つて一派の行動は愈外面向のものとなり、学校当局では種々善後策講究中の処、去る廿六日の職員会議に依り之等左傾生徒に対する態度を決定する運びとなり、秋吉校長は急遽上京し文部省当局と打合せ中であつたが、一方学校当局では二九日午前十時左傾生徒十名の父兄を学校に招致して退学四名停学六名を発表した。之より曩今回

の处分内容を感知した左傾生徒は今回の事件勃発以来始終睨み合の姿であつた大浩会（左傾思想反対の生徒団体）に對して含む処あり、

廿七日夜籍に徒党を組んで大浩会の首領株の入舎せる寮を襲はんとしたとの噂あり、学校当局並に福岡警察署では事態重大と見て学校

では宿直員を倍加し警察では制私服巡查十名を派して廿八日雨の夜

を徹宵警戒を加える等物々しき情景を呈した。尚ほ右に就き留守を

守る吉村教頭は語る。

今日十名に対しても退学停学の処分をなしたのは一概に左傾思想を

懷く生徒を掃蕩せんが為めばかりではなく、彼等は予て禁示して

ある團体的行動をなし、殊に佐野の講習会に於て外面向のものとなり、蜷川博士の講演に対して乱暴なる野次を飛ばしたことは、

例へ蜷川博士が正式の文部省派遣講師でないまでも対文部省との關係も面白くない様な破目に陥り、就中退学の四名の如きは反対思想の生徒に對して暴行を加へたり教師に對して礼を欠ぐ等素行

上面白くない処もあるので、茲に断然たる処置を執るに至つたのであるが、今度処分を受けた生徒達は将来差し当たつて困ること

のあるのは充分同情もし、一面不良の素質を改めしむるのが学校としての職分だと思ふが、丁度恐ろしい病菌を保持する人を隔離する様に健全良質の生徒を誘惑感染から救う為めの処分であるから、大方のものも学校の苦衷を諒として貴ひ度い。

〔註〕原本句読点なし。

二六七 溫健なる立場にて円満解決を期す

（『福岡日日新聞』一九二五年一月二日）

温健なる立場にて円満解決を期す

在九大福高出身有志昨夜会合して声明書発表

福岡高等学校に起つた今回の事件に關し、在九大福高卒業生有志數名は昨日午後七時より博多西中洲ブラジル亭に会合して左の声明書を發表したが、右によれば從来九大其他の出身学生の全部が福高生徒を煽動し此の渦中に投じたるが如く伝えられ居るも右は誤りにて、中には右様の行為をなす一部の者あるやも圖られざるも、我々在九大福高出身有志は斯かる行為に組せず、最も温健に純真に母校を愛する立脚に出發して、皮相的の解決をなさず事今日に至りたる根底を極めて最も公平なる見地より解決の曙光を認めん事を期すといふにあつた。声明書左の如し。

声明書

我々は今回母校に起りし事件に關し衷心より遺憾の意を表する者

なり、該事件は思想問題により勃発したものなるも我々卒業生たる者は純真なる母校愛の精神により一部の皮相的解決に依り動かさる事なく公平なる批判をなし其態度を明かにす可きものなり、而して我々は之が批判を譲らざるが為には事件の真相を熟知せざる可らず、学校当局の言明する處に依れば今回処罰の理由として朝鮮水害罹災民救済送金問題、佐野學氏講習会、蜷川博士講演会騒擾事件、外部思想団体との交通、個人の素行態度、校内に於ける軋轢、学校当局に対する攻撃等を列挙したり、蓋し此等を綜合する時は何等かの処罰の理由を構成したる事を疑はず、然れば此の際我々の執るべき態度は飽までも母校愛に基づく友情を以て処罰の軽減を切望し将来当局並に後輩の反省を促さん事を期す、而して我々は思想問題より起る校内及び社会の波紋を大ならしむるが如き行為を可とせず又校長排斥の如きは時に非ざる事を確信するものなり

唯純なる友情に訴て

福高生徒委員会で態度を發表

福高生徒側では遇般の問題の善後策を計る為一学級より二名宛の委員を選出し一切を之の委員会で処理することになった。而して昨日此の委員会を開いたが左記の意味を満場一致で可決した。

福高生徒は今回処罰された生徒の主義及び思想に共鳴して今回の

騒動を惹起したるものではなくして生徒の生命であり意義である

只一片の純なる友情によつて起つたものである
而して委員会は此の意味を發表して世人の疑惑を解くと同時にこの意味を徹底せしむることになり、今回処罰された生徒には父兄の許にて謹慎する様に勧め、更に将来は福高卒業生よりなる大学生委員会の指揮を仰ぎ協力して進むことに決した由である。

〔註〕原本に句読点追加。

二六八 従来圧迫的であつた学校側の反省と減罰を要求する

〔福岡日日新聞〕一九二五（大正十四）年一二月四日

従来圧迫的であつた学校側の反省と減罰を要求する

福高生徒大会の決議

福高では二日放課後生徒大会を開き、同校卒業の京大学生代表一名も出席して京大福高会の決議を報告し、同校各クラスから曩に二名宛を選出した委員より従来の経過報告並に今後の方針に就て協議する所あり、種々の意見も出たらしいが結局生徒の投票を以て、

一、減罰特に謹慎処分の生徒に対する減罰を求むる事

二、学校当局は是迄生徒側の意向を尊重せず圧迫的行動あるを以て、此際秋吉校長並に岩口生徒監の反省を促す事

の二項目を決議し同校生徒一致の態度で進む事を申合せ、委員中から更に小委員会を選びて学校側に交渉する事となり、同夜六時散会

義で曩に声明書を発した福高出身九大在校学生有志の中堅は同大学法文学部読書会の学生で、此等の中には減罰運動を戦術上の手段と解し、表面の理由以外に根本的に思想の擁護もしくば学校当局に対する不信任の意味を抱いて居る者があるので、今後の波紋は注目に値する。尚上京中であつた秋吉校長は今三日午後帰福する筈で、同校長の帰福を待つて事件は更に進展するものと見られて居る。

[註] 原本句読点なし。

二六九
保証人宛注意書

〔自昭和一年九月至昭和二十三年 生徒ニ関スル雜纂〕

拝啓暑氣の酷しい時候 御健勝を御祈り致します 扱現今世間一般

に何となく不安にかられてゐる時この夏休みなどで生徒が学校か

ら離れた機会に乗じて或は左傾の何々主義などと主張する輩或は最

近頭をもたげた極端な右翼的テロの連中がやゝもしますと先輩、後

輩、同郷、旧知、同窓などの縁故をたどつて親交を求め未だ思想の

固まつてゐない若い者に働きかける恐れがあります
特に最近左傾

方面の学生、生徒は無産者文芸に関する詩歌、小説、映画、左翼劇

其他同趣味の藝術方面に興味を懷く生徒を物色して青年の感情に

訴へ或は自治学生会の名を以て其の組織に参加せしむべく誘惑する

等極めて巧妙なる手段を用ひて交友関係を結びますから知らず識らず深入りして遂には取かへしの附かぬ羽目に陥り前途を誤るやうになります。夫故御家庭に於ても御子弟の外出、旅行、交友は勿論又其の愛読する書籍、雑誌、小説等に充分なる御注意を加へられ万一にも失敗のないやうに致したいと存じます生徒には試験の最終日につき一通り注意は促してあります。が尚念のため御家庭へも御注意を申し上げて置く次第であります。

昭和七年七月十五日

福岡高等学校長 秋吉音治

保証人殿

二七〇 神風學會檄・綱領

〔福岡高等学校学而寮史〕

梯
!

現下の世界状勢を目ざし

とあらざるとを問はず我等

あらうか。日本の現在と將

双肩にかゝつて來るのであ

積りの人々の間に生れたの

思想のない人間の集りであつた

帝国の学徒らしい性根を鍛

帝国の学徒らしい性根を鍛へ上たいと思う一群の学徒の団体である。

諸君よ共に相携へ朗らかに進まん哉、切に諸君の御賛同と御入会を歓迎す。

神風学会綱領

- 一、日本精神を体得して皇国学徒の本領を發揮す。
- 二、日本精神を堅持して東西思想の統合を庶幾す。
- 三、日本精神を把握して各自人格の向上に精進す。

第四節 戰時体制下の福岡高等学校

二七一 福岡高等学校報国團結団式宣誓及團則

〔報國〕創刊号 一九四一（昭和一六）年三月

福岡高等学校報国團結団式宣誓及團則

宣誓

時局益々重大ヲ加ヘ、國運ノ隆替マタ全國民ノ覺悟如何ニ存スルノ秋、茲ニ、福岡高等学校報國團ノ結成ヲ見ル我等ハ、大日本帝國青年學徒タルノ本分ヲ自覺シ、愈々志操ヲ堅持シ、協力一致本團ノ精神ヲ遵奉シ各部事業ノ達成ニ邁進シ、以テ國家ノ隆昌ヲ期ス

右宣誓ス

昭和十五年十一月廿六日

福岡高等学校生徒團員總代

倉員榮穂

團則

第一章 總則

- 第一条 本團ハ福岡高等学校報國團ト称ス
- 第二条 本團ハ本校教育ノ本旨ト相俟チ心身ヲ鍛錬シテ報國精神ニ一貫スル校風ヲ發揚スルヲ以テ目的トス
- 第三条 本團ハ学校ノ全職員及全生徒ヲ以テ組織ス
- 第四条 本團ニ左ノ本部及部ヲ置ク

一、総務本部											
総務本部ハ本団ノ中心トシテ校風作興、風尚刷新ノ任ニ当ルト											
共ニ各部ノ事業ニ関シ根本的ナル企画統制ヲ行ヒ常ニ事業運行ノ推進力トナル											
二、鍛錬本部											
(1)勤労奉仕作業部	(2)剛健旅行部	(3)合同訓練部	(4)保健体育部	(5)防空訓練部	(1)剣道部	(2)柔道部	(3)弓道部	(4)拳法部	(5)野球部	(6)庭球部	(7)陸上競技部
(8)水泳部	(9)籠球部	(10)ラ式蹴球部	(11)卓球部	(12)排球部	(13)跋涉部						
三、国防訓練本部											
(1)射撃部	(2)馬術部	(3)銃剣術部	(4)滑空訓練部	(5)自動車部	(6)航空機操縦部						
(7)海事訓練部											
四、文化本部											
五、生活本部											
(1)文芸部	(2)弁論部	(3)美術音楽部	(4)科学部	(5)修養部							
第六条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク											
一、団長 一名											
二、本部長 五名											
三、理事(総務本部) 若干名											
生徒主事、各本部長、組主任教授トシ総務本部長ヲ補佐シ本部務ニ参画ス、理事ノ中ノ三名ヲ常任理事トシソノ一名ハ生徒主事トス											
第七条 本団長ハ団長ヲ補佐シ本部務ヲ掌理ス、團長事故アルトキハ之ヲ代理ス、鍛錬、国防訓練、文化、生活各本部長ハ各担任ノ本部務ヲ管理ス											
第八条 理事会は、定期的に開催され、各部の活動報告や問題提起がなされる。また、教職員による講義や演習も行われる。											
第九条 生徒会は、生徒の意思を代表して校内活動や外部との連絡を行なう組織である。											
第十条 教育委員会は、教育方針の策定や教科の監督、教員の評議会などを行なう組織である。											
第十一條 本規則は、昭和三十一年四月一日より施行する。											

本部長ヲ補佐シ部務ヲ掌理ス

五、本部長補佐

各本部ニ之ヲ置クコトヲ得、本部長ヲ補佐シ本部長事故アルトキハ之ヲ代理ス

六、事務員 若干名

七、幹 事

(1) 総務本部幹事ハ生徒代表幹事二名、組代表幹事五名、各本部代表幹事五名ヲ以テシ総務本部長ノ指導ノ下ニ本部務ニ從事ス

(2) 組幹事ハ各組二名宛トシ組全体ヲ指導シ総務本部ニ聯絡ス

(3) 錬錬、国防訓練、文化、生活各本部幹事ハ各本部若干名トシ各々本部長指導ノ下ニ本部務ニ從事ス

(4) 部幹事ハ各部二名宛（但シ文芸部ハ三名）トシ部長ノ指導ノ下ニ部務ニ從事ス

第七条 本部長、理事、部長及び本部長補佐ハ教官中ヨリ、幹事ハ生徒中ヨリ団長之ヲ任命ス

第八条 幹事ハ毎年一月之ヲ任命ス、但シ前年九月中ニ之ヲ定ム

第九条 役員ニ任命セラレタルモノ辞任ヲ願出デタルトキハ団長ニ於テ止ムヲ得ズト認メタル場合ノ外之ヲ許可セザルモノトス

第十一条 団長ハ必要ト認ムルトキハ適宜役員会ヲ召集ス

第三章 会 計

第十一條 本団ノ会計年度ハ毎年一月一日ニ始り十二月三十日ヲ以テ終ル

第十二条 本団ノ歳入ハ團費、入団金、預金利子及前年度繰越金トス

第十三条 職員ハ團費トシテ相当ノ金額ヲ醸出ス、生徒ハ團費トシテ年額拾五円ヲ毎期授業料ト同時ニ納付スルモノトス

第一期 八 円 第二期 七 円

生徒ハ入団金トシテ金五円ヲ入学料ト共ニ納付スルモノトス

第十四条 既納ノ團費、入団金ハ何等ノ事由アリトモ之ヲ返付セズ

第十五条 休学者ノ團費ハ之ヲ免除スルコトアルベシ

第十六条 収入金ハ団長ノ名義ヲ以テ信用アル銀行ノ預金トシテ之ヲ保管ス

第十七条 本団ノ予算ハ歳入ヲ以テ之ニ充テ部費及予備費トス

第十八条 予備費ハ歳入金額ノ百分ノ五乃至百分ノ二十トシ避クベカラザル予算ノ不足ヲ補ヒ又ハ予算外ニ生ジタル必要ノ費用ニ充ツルモノトシ其ノ費途ハ団長之ヲ決ス

第十九条 基本金ハ之ヲ経常費ニ流用スルコトヲ得ズ

第二十条 予算概算書ハ各部長ヨリ当該本部長ヲ経テ毎年十月二十日迄ニ總務本部長ニ提出スベシ

第二十一条 予算案ハ理事会ニ於テ審査シ團長之ヲ決ス予算ニ関スル理事会ハ毎年十一月之ヲ召集ス

第二十二条 物件ノ購入又ハ修繕ノ時ハ所定ノ請求用紙ニ必要ノ事項ヲ記入シ供給者ノ請求書ヲ添付シ當該部長及本部長ノ検印ヲ得テ総務本部会計事務員ニ差出スベシ但シ概算払ノ場合ハ供給者ノ請求書ノ添付ハ要ザルモ後日ニ至リ必ズ受領書ヲ提出スベシ

会計事務員ハ総務本部長ノ決裁ヲ得テ之ヲ原簿ニ記入シ支出スルモノトス但シ証憑書類ハ三ヶ月間保存スルモノトス

第二十三条 総務本部長ハ各部ノ提出スル決算書ヲ審査シテ總決算書ヲ調製シ團長ノ決裁ヲ経テ翌年度ノ始ニ於テ表示スルモノトス

却説本年四月ヨリ貴校ニ進学ヲ予定セラレ居ル南方留学生數ニ關シテハ、去ル二月八日東京ニ於テ開催セラレタル大東亜省主催ノ懇談会席上概略申述置候處、其後調査ノ進行ニ伴ヒ相当ノ異動有之、別紙調査表（別添第一号）ニ取纏メ不取敢御参考迄ニ御送付申上候ニ付イテハ御高覽被成下度此段御報告旁得貴意候。

追而今後ノ学生数ニ關シテハ、昭和十八年度及同十九年度南方特別留学生ニ關シテハ極メテ少數ノ異動有之ヘク候ハ共、一般留学生ニ關シテハ相当ノ異動力予想セラレ居候。

敬具

二七一 南方特別留学生に関する國際学友会理事長書簡

〔昭和二十年度入学者選考査關係書類〕

昭和二十年二月十七日

財団法人國際学友会

理事長 武富敏彦 団

別添第一号

昭和二十年南方留学生転進学々生数

二〇・二一・一二

福岡高等学校長

折竹錫殿

拝啓春寒料峭之候愈々御清栄之段奉慶賀候。陳者先般閣議ニ於テ決

定ヲ見タル「留学生教育非常措置」実施ニ当リ、今般文部省ヨリ貴校ヲ南方留学生ノ集合教育機関トシテ指定相成候段、時局緊迫ヲ告

京都帝国大学 計三〇名	学校名	地域	別添第一号
安マジ比ビタ ラヤル 南イワ島マイ		十八年度南特	昭和二十年南方留学生転進学々生数
六〇〇三〇三〇		十九年度南特	二〇・二一・一二
四〇〇二〇二〇		一般	
一〇五〇四〇〇一		計	
三〇五〇九〇五一			

第一章 福岡高等学校

山口 計 経 二 専 門 学 校 名 校	福 計 岡 一 等 七 学 名 校	廣島 計 高 等 一 師 五 範 五 名 校	熊 計及本 同医 一 專科 一 門大 名部学
安マジ比ビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジ比ビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジ比ビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジ比ビタ ラヤル 南イワ島マイ
一四〇六四二二〇	六〇〇一二三〇	七〇四三〇〇〇	七〇一三〇三〇
七〇一三一二〇	九〇〇〇六三〇	八〇三三二〇〇	四〇〇一一〇二
一〇〇〇〇〇一	二〇〇一〇〇一	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇
二三〇七七三四一	一七〇〇二八六一	一五〇七六二〇〇	一二〇一四一三二

千葉 計 (薬 科 大 學 名 部 專 門 部)	秋 田 計 鉱 山 四 專 門 名 校	岐阜 農 林 計 一 專 門 名 校	徳島 計 工 業 專 門 學 校 名 校
安マジ比ビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジ比ビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジ比ビタ ラヤル 南イワ島マイ	安マジ比ビタ ラヤル 南イワ島マイ
〇〇〇〇〇〇〇〇	三〇一〇一一〇	八〇一五二〇〇	四〇二一〇一〇
六〇〇一〇二三	一〇〇一〇〇〇	五〇一〇一二一	二五〇四七四〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇三
六〇〇一〇二三	四〇一一一〇	一三〇二五三二一	三二〇六八四一三

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

計 東京工業専門学校 一名	計 函館水産専門学校 一名	計 東京美術学校 二名	計 東京高等専門学校 二学体育 名校	計 東京専門医学 三学校 名
比 島	比 島	ジ 比 ヤ ワ 島	ジ 比 ヤ ワ 島	タ イ
一	○	— —	○ —	○
○	—	○ ○	— ○	三
○	○	○ ○	○ ○	○
—	—	— —	— —	三